

令和8年度・税制改正大綱 解説資料

2026年1月16日
OAG税理士法人

【個人所得課税】

1.物価上昇局面における基礎控除等の対応（所得税）	6
2.物価上昇局面における基礎控除等の対応（個人住民税）	10
3.NISAのつみたて投資枠の拡充等	12
4.暗号資産取引に係る課税の見直し	15
5.極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し	18
6.ふるさと納税制度の個人住民税における寄附金税額控除見直し	20
7.食事支給・マイカー通勤手当に係る所得税非課税限度額の見直し	21
8.ベビーシッター利用の創設及びセルフメディケーション税制の拡充	23
9.生命保険料控除制度の延長	25
10.同族会社の役員等が受け取る一定の社債利子の課税の適正化	27
11.住宅ローン控除等の延長と所要の措置	29
12.既存住宅のリフォーム等した場合の税額控除の延長・見直し	31
13.居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長	33
14.低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の特例の延長	35
15.公的年金等に係る雑所得についての見直し	36

16.青色申告特別控除の見直し	37
17.防衛力強化に係る財源確保のための税制措置	38
【資産課税】	
18.貸付用不動産の評価方法の見直し	40
19.事業承継税制に係る特例承継計画の期限延長等	42
20.教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の終了	44
【法人課税】	
21.特定生産性向上設備等投資促進税制の創設	46
22.研究開発税制の見直し	49
23.特定税額控除規定の不適用措置の見直し	53
24.賃上げ促進税制の見直し	54
25.オープンイノベーション促進税制の拡充・延長等	59
26.カーボンニュートラル投資促進税制の拡充・延長等	61
27.少額減価償却資産特例措置の延長等	63
28.地方拠点強化税制の延長及び拡張（見直し）	65

29.学校法人に係る指定寄附金制度の充実及び手続の簡素化	68
30.特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の延長と一部見直し	70
31.グループ通算制度における投資簿価修正の見直し	72
32.認定株式分配に係る課税の特例の見直し（スピンオフ実施円滑化）	74
33.企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設	76
34.固定資産税・不動産取得税の免税点の見直し	78
【消費課税】	
35.適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し	80
36.消費税の輸出免税の適用を受けるための保存書類の見直し	82
37.非居住者への国内不動産に係る役務の提供等の課税の見直し	83
38.国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し	84
【国際課税】	
39.グローバル・ミニマム課税への対応	88
40.外国子会社合算税制等の見直し	90

【個人所得課税】

物価上昇局面における基礎控除等の対応（所得税）

改正内容（見直し・拡充）

1. 基礎控除及び給与所得控除の見直しにより、給与所得者の所得税の課税最低限の額は**178万円**に引き上げられます。
2. 物価上昇に連動して、基礎控除と給与所得控除を**定期的（2年毎）**に見直す措置が講じられます。
3. 基礎控除（本則）と給与所得控除の最低保障額が、それぞれ**4万円**ずつ恒久的に引き上げられます。
4. 令和8年・9年の時限措置として、中低所得者の基礎控除（特例）が**42万円**まで引き上げられます。給与所得控除の最低保障額も**5万円**引き上げられます。
5. 各種控除の所得判定基準の金額、ひとり親控除の控除額が引き上げられます。

改正の背景

1. 物価上昇が続いているにもかかわらず、基礎控除と給与所得控除が一定であると、実質的な税負担が増加する点が課題でした。この課題に対応するため、直近2年間の消費者物価指数の上昇率を踏まえて、基礎控除と給与所得控除の最低保障額を定期的（2年毎）に見直す仕組みが創設されました。
2. 物価高で厳しい状況にある中低所得者への配慮のため、令和8年・9年の時限措置として基礎控除と給与所得控除について、特例で一定額引き上げられることになりました。

物価上昇局面における基礎控除等の対応（所得税）

改正の解説

1. 基礎控除

基礎控除が下記表の通り引き上げられます。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	基礎控除額	
	改正前	改正後
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 (本則58万円+特例37万円)	
132万円超336万円以下 (200万3,999円超475万1,999円以下)	88万円 (本則58万円+特例30万円)	104万円 (本則62万円+特例42万円)
336万円超489万円以下 (475万1,999円超665万5,556円以下)	68万円 (本則58万円+特例10万円)	
489万円超655万円以下 (665万5,556円超850万円以下)	63万円 (本則58万円+特例5万円)	67万円 (本則62万円+特例5万円)
655万円超2,350万円以下 (850万円超2,545万円以下)	58万円	62万円
2,350万円超2,400万円以下 (2,545万円超2,595万円以下)	48万円	48万円
2,400万円超2,450万円以下 (2,595万円2,645万円以下)	32万円	32万円
2,450万円超2,500万円以下 (2,645万円超2,695万円以下)	16万円	16万円
2,500万円超 (2,695万円超)	0円	

物価上昇局面における基礎控除等の対応（所得税）

改正の解説

2. 給与所得控除

給与所得控除の最低保証額が4万円引き上げられ、さらに、特例として5万円引き上げられます。
最低保証額の見直しによる減税の効果を受けることができるのは、給与収入金額が220万円以下の者に限られます。

給与等の収入金額	控除額（改正前）	控除額（改正後）
190万円以下	65万円	
190万円超203万3,333円以下	収入金額×30%+8万円	74万円 (本則69万円+特例5万円)
203万3,333円超220万円以下		
220万円超360万円以下		収入金額×30%+8万円
360万円超660万円以下	収入金額×20%+44万円	収入金額×20%+44万円
660万円超850万円以下	収入金額×10%+110万円	収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円	195万円

物価上昇局面における基礎控除等の対応（所得税）

改正の解説

3. 各種控除の合計所得金額の適用要件等

項目	適用要件	改正前	改正後
配偶者控除	同一生計配偶者の合計所得金額要件	58万円以下	62万円以下
配偶者特別控除	控除対象配偶者以外の生計を一にする配偶者の合計所得金額	58万円超 133万円以下	62万円超 133万円以下
扶養控除	扶養親族の合計所得金額要件	58万円以下	62万円以下
特定親族特別控除	特定親族特別控除の対象親族の合計所得金額	58万円超 123万円以下	62万円超 123万円以下
障害者控除	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件	58万円以下	62万円以下
寡婦控除	扶養親族の合計所得金額要件	58万円以下	62万円以下
ひとり親控除	生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件	58万円以下	62万円以下
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額要件	85万円以下	89万円以下

4. ひとり親控除の控除額

項目	控除額（改正前）	控除額（改正後）
ひとり親控除の控除額	35万円	38万円

● 適用時期

- 基礎控除・給与所得控除・合計所得金額の適用要件等 令和8年分以後の所得税に適用
 ※ 令和8年分は年末調整にて適用
 ※ 給与等及び公的年金等の源泉徴収は、令和9年1月1日以後の支払より適用
- ひとり親控除の控除額 令和9年分以後の所得税に適用

物価上昇局面における基礎控除等の対応（個人住民税）

改正内容（見直し・拡充）

- 個人住民税について給与所得控除の最低保証額が現行の65万円から**69万円**に引き上げられます。
※ 令和9年度分、令和10年度分については時限的に給与所得控除の最低保証額を**74万円**に引き上げられます。
- 基礎控除については**据置き**になります。
- 配偶者控除および扶養控除を受けられる所得要件が、合計所得金額58万円以下から**62万円以下**へと4万円引き上げられます。
※ 所得税法と地方税法における各種所得控除額（基礎控除等）の差異により、課税所得計算上の非課税限度額に乖離が生じます。結果として、所得税は非課税でも住民税は課税対象となる所得階層が発生いたします。
- ひとり親控除を受けられる所得要件が、合計所得金額58万円以下から**62万円以下**に引き上げられます。また、控除額が30万円から**33万円**に引き上げられます。
- 勤労学生控除を受けられる所得要件が、合計所得金額85万円以下から**89万円以下**に引き上げられます。

改正の解説

1. 給与所得控除

項目	控除額（改正前）	控除額（改正後）
給与所得控除の最低保証額	65万円	74万円 (本則69万円+特例5万円)

物価上昇局面における基礎控除等の対応（個人住民税）

改正の解説

2. 合計所得金額の適用要件等

項目	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件	58万円以下	62万円以下
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件	58万円以下	62万円以下
勤労学生の合計所得金額要件	85万円以下	89万円以下

3. ひとり親控除の控除額

項目	控除額（改正前）	控除額（改正後）
ひとり親控除の控除額	30万円	33万円

● 適用時期

- 令和9年度分以後の個人住民税について適用
- ひとり親控除の控除額については令和10年度分以後の個人住民税について適用

改正内容（見直し・拡充）

1. NISAのつみたて投資枠の拡充
 - (1) 未成年者を対象とするつみたて投資枠を新設（こどもNISA）
 - (2) つみたて投資対象商品の追加等
2. NISA口座保有者の住所確認等の簡素化

改正の背景

老後等に備えた資産形成を目的として、18歳以上を利用対象としてきたNISA制度について、利用年齢の制限を撤廃することによって、若年期から進学等のライフプランに必要な資金を備えることができるよう次世代の資産形成を支援し、長期・安定的な投資を促進する。

改正の解説

1. 未成年者を対象とするつみたて投資枠を新設（こどもNISA）
 - (1) 対象年齢と投資枠等
0歳から利用できる投資枠が、新たに設けられます。
また、口座保有者が18歳に達した時点で、現行NISAのつみたて投資枠に自動的に移行されます。
 - (2) 一定の要件以外の事由による払出しがあった場合の取扱い
 - ア. 譲渡益等
売却によって生じた譲渡益及び支払を受けた配当は、通常の課税口座と同様に課税されます。
 - イ. 譲渡損失
売却によって生じた損失は無かったものとみなされ、NISA口座内で生じた配当とも相殺することができません。

イメージについては、次頁の図表の内容になります。

改正の解説

	つみたて投資枠		成長投資枠
	【新設】 子どもNISA		
対象年齢（※1）	0歳～17歳	18歳以上	
対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託（※2）		上場株式 公募等株式投資信託等
非課税保有期間	17歳まで	無制限	
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税保有限度額	600万円	1,800万円	
			内、成長投資枠 1,200万円
運用管理	一定の要件あり（※3）	制限なし	



※1：口座開設をする年の1月1日時点の年齢を基準とする。ただし、居住者等に限る。

※2：金融庁に届出がされている商品に限る（右記：金融庁HPに掲載）。

※3：一定の要件（その年の3月31日時点の年齢を基準とする）

原則：18歳までは下記の例外を除き、払出しができない。

例外：① 12歳未満：災害等で税務署長の確認を受けた場合

② 12歳以上：災害・教育費・生活費目的に一定の書類を提出した場合



（金融庁HP：つみたて投資対象商品）

個人所得課税（個人向け） NISAのつみたて投資枠の拡充等

改正の解説

2. つみたて投資枠の対象商品の追加等

長期の積立・分散投資に適合する金融商品を中心に、利用者がライフプランや投資目的に応じて適切な商品を選択できるよう投資対象商品が整備されます。

(1) 対象株式指数の追加

新たに「読売株価指数」「JPXプライム150指数」が追加されます。

また、他の指定指数と組み合わせが必要とされていた一定の株式指数の要件が撤廃されます。

(2) 債券中心の商品の追加等

つみたて投資枠対象の公募株式投資信託について、指定指数に連動しない公募株式投資信託の要件が「主に株式に投資するもの」から、「主に株式又は公社債に投資するもの」とされます。

(3) 売買手数料等に関する変更

現行つみたて投資枠における売買手数料はゼロとなっているところ、「定期売却サービス」に限り、サービスに通常必要な手数料の徴収が可能となります。

3. NISA口座保有者の住所確認等の簡素化

金融機関等におけるNISA口座開設後の住所等の確認措置が廃止されました。

これに伴い、口座保有者が住所等を変更した場合には、「非課税口座異動届出書」を金融機関等へ提出する必要があります。

なお、一定期間内にその届出がない場合は、新規の買付・移管の停止等NISA口座の利用が制限されることがあります。

● 適用時期

1. （新設）子どもNISA 令和9年1月1日以降に開設されたNISA口座について適用
2. その他の改正 大綱に記載なし

暗号資産取引に係る課税の見直し

改正内容（創設・見直し）

1. 暗号資産取引に係る所得税課税の見直し

- (1) 居住者が、特定暗号資産（※1）を、暗号資産取引業者（仮称）に対して譲渡等をした場合におけるその譲渡所得については、**分離課税**とされます。
- (2) 暗号資産取引業者（仮称）が取扱う暗号資産を、原資産とした暗号資産デリバティブ取引における所得については、**分離課税**とされます。
- (3) 特定暗号資産を投資対象とするETFが組成可能となった場合に、当該ETFに係る所得については、**分離課税**とされます。
- (4) 分離課税の対象となる特定暗号資産の取引により発生した損失については、**3年間の繰越控除**が認められます。
- (5) 暗号資産取引業者（仮称）は、税務当局に対して特定暗号資産の取引に係る**報告書の提出が義務化**されます。
- (6) 特定暗号資産の取引に該当しない総合課税の対象となる暗号資産の譲渡について見直しが行われます。

※1 金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等

2. 暗号資産取引に係る消費税課税の見直し

暗号資産の譲渡及び貸付けに係る消費税の課税関係について見直しが行われます。

改正の背景

暗号資産取引に係る課税については、一定の暗号資産を広く国民の資産形成に資する金融商品として業法の中で位置づけ、上場株式等をはじめとした課税の特例が設けられている他の金融商品と同等の投資家保護のための必要な法整備を行うことと併せて、分離課税の導入を含めた暗号資産取引に係る課税の見直しが行われます。

改正の解説

1. 暗号資産取引に係る所得税課税の見直し

金融商品取引法等の改正を前提に、次の措置が講じられます。

- (1) 居住者等が、暗号資産取引業（仮称）を行う者に対して特定暗号資産の譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については**分離課税**とされ20%（所得税15%、個人住民税5%）の税率により課税されます。

暗号資産取引に係る課税の見直し

改正の解説

- (2) 特定暗号資産デリバティブ取引に係る雑所得については、先物取引の課税の特例と同様に**分離課税**とされ20%（所得税15%、個人住民税5%）の税率により課税されます。
- (3) 投信法施行令の改正を前提として、特定暗号資産を投資対象とするETF（上場証券投資信託等）が組成可能となった場合、当該取引に係る譲渡所得については、**分離課税**とされ20%（所得税15%、個人住民税5%）の税率により課税されます。
- (4) 暗号資産取引業（仮称）を行う者に対して特定暗号資産を譲渡等したことにより生じた損失については、一定の要件の下で**翌年以後3年間の繰越控除**が認められます。
- (5) 暗号資産取引業（仮称）を行う者は、特定暗号資産の取引を行った居住者等の氏名、住所及び個人番号、特定暗号資産の取引等を記載した**報告書**を翌年1月31日までに、**税務署長に提出することが義務化**されます。
- (6) 特定暗号資産に該当しない暗号資産の譲渡については、総合課税の譲渡所得の対象となり、以下の措置が講じられます。
 - ア 譲渡所得の**特別控除（50万円控除）の不適用**
 - イ 5年超保有する資産を譲渡した場合の**譲渡所得の計算上2分の1とする措置の不適用**
 - ウ 暗号資産の譲渡により生じた損失に係る他の総合課税の対象となる所得との**損益通算の不適用**

【制度概要（所得税＋住民税）】					
上場株式等		ETF		金融商品先物取引等	
譲渡所得	申告分離課税 20%	譲渡所得	申告分離課税 20%	雑所得	申告分離課税 20%
一定の暗号資産（※1）		一定の暗号資産（※1）を投資対象とするETF		一定の暗号資産（※1）を原資産としたデリバティブ	
雑所得 ⇒譲渡所得	総合課税 最大55% ⇒申告分離課税 20%	現在は組成不可（政令改正必要） ⇒政令改正により組成可能とする ⇒申告分離課税 20%		雑所得	総合課税 最大55% ⇒申告分離課税 20%

※1 暗号資産取引業者が取り扱う暗号資産 ※2 復興特別所得税除く

出典元：令和8年度税制改正について 税制改正大綱等における金融庁関係の主要項目

暗号資産取引に係る課税の見直し

改正の解説

2. 暗号資産取引に係る消費税課税の見直し

- (1) 暗号資産の譲渡について、支払手段に類するものの譲渡とされてきましたが、有価証券に類するものの譲渡として、引き続き非課税とされる措置が講じられます。
- (2) 消費税の課税売上割合の計算において、暗号資産の譲渡については、譲渡対価の5%相当額を課税売上割合の分母に算入することとされます。
- (3) 暗号資産の貸付については、資産の貸付として消費税が課されてきましたが、有価証券の貸付とされるため、非課税とされます。

● 適用時期

金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年の1月1日（以下「適用開始日」）以後に行われる取引
ただし、特定暗号資産の取引に係る税務当局への報告書の提出については、適用開始日の属する年の翌年の1月1日以後に行われる取引

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し

改正内容（見直し）

1. 特別控除額の半減：算定時に基準所得から差し引く金額が、**現行の3.3億円から1.65億円に引き下がります。**
2. 最低負担率の引き上げ：実質的な最低税率が、**現行の22.5%から30%に引き上がります。**
3. 実質的な増税ライン：これにより、合計所得が**概ね3.4億円を超える層**から追加の税負担が発生することになります（現行は約10億円超）。

改正の背景

令和5年度税制改正により導入された極めて高い水準の所得に対する負担の適正化に係る措置について、税負担の公平性の確保を図る観点から、見直しが行われます。

改正の解説

1. 適用要件、適用対象者

その年分の基準所得金額(※1)が**1.65億円**を超える方について、その超える部分の金額の**30%**の相当する金額から、その年分の基準所得税額(※2)を控除した金額を所得税の額に加算し、確定申告を行う必要があります。

※1 基準所得金額：総所得金額及び分離課税の所得金額を合計した金額（申告不要制度を適用できる所得の金額を含む）

※2 基準所得税額：申告不要制度を適用する所得を除いて計算した場合の申告書上の所得税の額及び申告不要制度を適用した所得に係る源泉徴収税額を合計した金額

2. 計算方法、率など

以下の数式によって算出される金額を、その年分の所得税の額に加算します。

$$(\text{基準所得金額} - 1.65\text{億円}) \times 30\% - \text{基準所得税額}$$

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し

改正の解説

3. 現行制度との比較

項目	現行制度（令和8年分まで）	改正制度（令和9年分以降）
特別控除額	3.3億円	1.65億円
税率	22.5%	30%
対象者の所得水準	およそ10億円超	およそ3.4億円超

- **適用時期** 令和9年分以後の所得税について適用

ふるさと納税制度の個人住民税における寄附金税額控除見直し

改正内容（縮減・見直し）

個人住民税における寄附金税額控除見直し

特例控除額の控除限度額を以下のとおり見直します。

1. 現行：個人住民税所得割額の2割
2. 改正後：個人住民税所得割額の2割と、次の金額とのいずれか低い金額
 - (1) 道府県民税
772,000円（指定都市に住所を有する者の場合、386,000円）
 - (2) 市町村民税
1,158,000円（指定都市に住所を有する者の場合、1,544,000円）

改正の解説

ふるさと納税は、2,000円を自己負担することにより、寄附金の限度額内で所得税・住民税が減額される制度のため高所得者ほど節税メリットがあります。また、高額な返礼品を受領できることから、公平性についての指摘がありました。

高所得者について、際限なく増える特例控除額に上限を設けることにより、高所得者の多い都市部の自治体からの過度な税収の流出を抑えることができます。

給与収入のみの単身者は、年収1億円以上で制限がかかります。

● 適用時期

令和10年度分以降の個人住民税について適用されます。

個人住民税は前年の所得を基に計算するため、**実質、令和9年以降の寄附金**から限度額計算への留意が必要になります。

食事支給・マイカー通勤手当に係る所得税非課税限度額の見直し

改正内容（見直し・拡充）

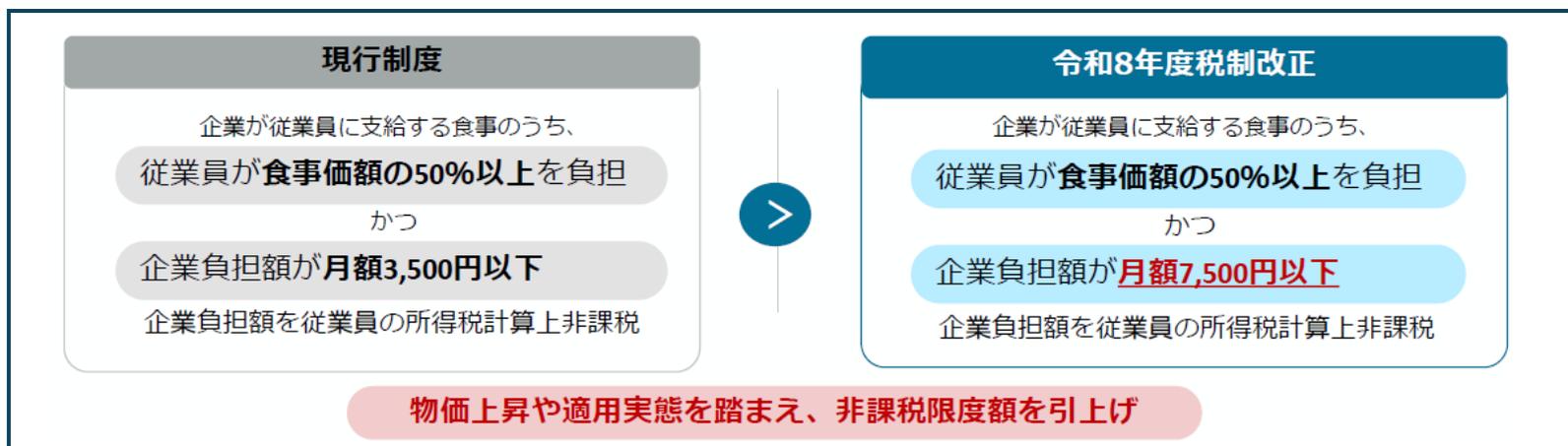
1. 食事支給に係る所得税非課税限度額が**引き上げ**られます。
2. マイカー通勤の通勤手当に係る所得税非課税限度額が**引き上げ**られます。

改正の背景

足元の物価高の対応として、長年にわたって据え置かれてきた**マイカー通勤の通勤手当**や、従業員の**食事の支給**に関して所得税が**非課税**となる**限度額の見直し**を行います。

改正の解説

1. 食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し
 - (1) 使用者からの食事の支給により受ける経済的利益について所得税が非課税とされる当該食事の支給にかかる使用者の負担額の上限が**月額7,500円**（現行：月額3,500円）に**引き上げ**られます。
 - (2) 使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について所得税が非課税とされる1回の支給額が**650円以下**（現行：300円以下）に**引き上げ**られます。



出典元：経済産業関係 令和8年度税制改正について（概要）

食事支給・マイカー通勤手当に係る所得税非課税限度額の見直し

改正の解説

2. 通勤のため自動車その他の交通用具を使用することを常例とする者が受ける通勤手当について
- (1) 通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額が引き上げられます。
 - (2) 一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする者の1月当たりの非課税限度額については、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの当該駐車場等の料金相当額（5,000円を上限とする。）を加算した金額となります。

マイカー通勤 距離の区分（片道）	非課税限度額		
	令和7年3月31日以前	令和7年4月1日以後	改正案
2km未満	全額課税		
2km以上10km未満	4,200円		
10km以上15km未満	7,100円	7,300円	
15km以上25km未満	12,900円	13,500円	
25km以上35km未満	18,700円	19,700円	
35km以上45km未満	24,400円	25,900円	
45km以上55km未満	28,000円	32,300円	
55km以上65km未満	31,600円	38,700円	38,700円
65km以上75km未満			45,700円
75km以上85km未満			52,700円
85km以上95km未満			59,600円
95km以上			66,400円

- 適用時期 大綱に記載無し

ベビーシッター利用税制の創設及びセルフメディケーション税制の拡充

改正内容（創設・拡充）

1. ベビーシッター等の利用に要する費用に係る税制上の措置
適用対象の範囲等に係る要件を適切に設定した上で税制上の措置を講じます。
2. セルフメディケーション推進のための医療費控除の特例措置の拡充
 - （1）スイッチOTC医薬品に係る適用期限の撤廃（恒久化）
 - （2）その他の対象医薬品に係る適用期限の延長
 - （3）対象医薬品の範囲の見直し

※ 医薬品の年間購入下限金額（1万2千円）及び控除上限金額（8万8千円）に変更はありません。

改正の背景

1. ベビーシッター等の利用に要する費用に係る税制新設の背景
わが国は急速な人口減少局面にあり、育児や子供の不登校などを理由とした離職の防止が喫緊の課題となっています。深刻な人手不足が指摘される中で、子育て環境を整備し、働きながら安心して子供を育てられる社会を実現することが求められていることから税制上の措置を講じる必要があるためです。
2. セルフメディケーション推進のための医療費控除の特例措置の拡充の背景
日本の国民医療費は40兆円を超え、医療保険の持続可能性が危ぶまれています。軽度な不調については、医療機関を受診するのではなく、市販薬（OTC医薬品）で対処する「セルフメディケーション」を推進することで、公的医療保険の給付費を抑制する狙いがあることから、本税制は拡充がなされました。

改正の解説

1. ベビーシッター等の利用に要する費用に係る税制上の措置等
本措置は、単なる家計支援にとどまらず、「強い経済」の実現に向けた労働力の確保という側面を持っています。ベビーシッターの利用を税制面で後押しすることで、育児によるキャリア断絶を防ぎ、リスキングを通じた人材の高度化も支援する狙いがあります。具体的な制度設計は今後の調査・検討を待つ形となりますが、利用者にとって実効性のある支援が期待されます。

ベビーシッター利用税制の創設及びセルフメディケーション税制の拡充

改正の解説

2. 医療費控除の特例であるセルフメディケーション税制

(1) スイッチOTC医薬品に係る適用期限の撤廃（恒久化）

医療用から転用された「スイッチOTC医薬品」の購入費用に係る所得控除については、従来の時限措置（令和8年末まで）を改め、適用期限を撤廃し、恒久的な制度となります。

(2) その他の対象医薬品に係る適用期限の延長

スイッチOTC医薬品以外の対象医薬品（非スイッチOTC等の一定の医薬品）については、適用期限を5年間延長します。

(3) 対象医薬品の範囲の見直し

消化器官用薬や鎮咳去痰薬として効能のある一定の生薬を有効成分とする医薬品、一定の体外診断用医薬品（新型コロナウイルス、インフルエンザ等の検査薬）、薬局製造販売医薬品（薬局で製造・販売される一定の医薬品）のうち、特例対象と同じ成分を含むものを対象に加えます。（ただし、痩身や美容目的は除外）

○対象となる医薬品の購入合計額が年間1万2千円を超える場合、その超える部分の金額を、その年分の総所得金額等から控除する（上限8万8千円）。

【適用期限と対象範囲】

※下線部が変更箇所（令和9年以降の所得から適用）

恒久化	スイッチOTC医薬品 ※強心剤、ビタミン剤、カルシウム剤、その他の歯科口腔用薬は除外
5年間	非スイッチOTC医薬品の内、以下の効能又は効果をもつもの ・外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬（ <u>生薬のみからなるものを含む</u> ）、かぜ薬、 鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬、抗ヒスタミン薬、その他アレルギー用薬、 消化器官用薬 ※ <u>痩身又は美容を目的として使用される可能性がある医薬品は除外</u>
	<u>OTC検査薬（新型コロナウイルス検査薬、新型コロナウイルス・インフルエンザ検査薬、排卵日予測検査薬）</u>
	<u>薬局製造販売医薬品（税制対象の医薬品と同じ成分を有効成分として含有するもの）</u>

出典元：令和8年度
税制改正の概要
（厚生労働省関係）

● 適用時期

- ベビーシッター等の利用に要する費用に係る税制上の措置等：大綱に記載なし
- セルフメディケーション税制：令和9年以後の所得税、令和10年度以後の住民税について適用する。

生命保険料控除制度の延長

改正内容（延長）

令和7年度の税制改正において拡充された23歳未満の扶養親族を有する子育て世帯の一般の生命保険料控除（新契約）の適用期限が1年延長されます。

改正の背景

生命保険料控除は、国民一人ひとりのニーズに沿った多様な生活保障の準備を推進し、安全かつ豊かでゆとりのある国民生活を確保することを目的としています。

さらに、昨年度の税制改正から、子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクに対する備えなど子育て世帯には様々な保障ニーズがあり、子育て世帯を支援する一環として、所得税法上の生命保険料控除の適用限度額について恒久化に向けて整備が求められています。

改正の解説

生命保険料控除は、支払った金額に応じて所得税と住民税の負担を軽減する制度です。

両者で所得控除額の限度や計算方法が異なり、契約日によって「新契約」と「旧制度」に分かれます。

生命保険料控除制度の延長

改正の解説

		所得控除限度額					合計適用 限度額
		一般生命保険料		個人年金保険料		介護医療保険料	
		新生命	旧生命	新生命	旧生命		
所得 税	現行法	40,000円	50,000円	40,000円	50,000円	40,000円	120,000円
	改正 子育て世帯	60,000円					
	上記以外	40,000円					
住民税		28,000円	35,000円	28,000円	35,000円	28,000円	70,000円

[用語の説明]

- ・新生命：平成24年1月1日以後に締結した保険契約等
- ・旧生命：平成23年12月31日以前に締結した保険契約等
- ・子育て世帯：23歳未満の扶養親族がいる世帯
- ・住民税の所得控除（限度額）については、大綱に記載なし

● **適用時期** 令和8年分及び令和9年分の所得税の計算において適用されます。

同族会社の役員等が受け取る一定の社債利子の課税の適正化

改正内容（見直し）

総合課税の対象となる社債の利子の範囲が見直されます。

改正の背景

社債の利子は原則として分離課税の対象となり、20.315%の税率（※1）で源泉徴収が行われます。

しかし、本来は総合課税（最高55.945%（※1））の対象となる役員報酬等を社債の利子として受領し税負担を軽減する事例が見られたことから、平成25年度税制改正により、同族会社の株主が支払を受ける社債の利子が総合課税の対象とされました。また、令和3年度税制改正により、個人が同族会社を間接的に支配する場合において、当該同族会社から支払を受ける社債の利子についても総合課税の対象とされました。

その後、同族会社との間に支配関係のない第三者の法人を介在させるなどの方法により総合課税を回避する事例が見られたため、今般の改正において総合課税の対象となる社債の利子の範囲を見直すこととされました。

※1 所得税、復興特別所得税、住民税の合計です。

改正の解説

1. 現行制度

現行法上、次の要件を満たす利子所得が総合課税の対象となります。（租税特別措置法第三条第4項）

（1）支払を受ける者

居住者又は恒久的施設を有する非居住者

（2）対象となる利子の範囲

平成28年1月1日以後に国内において支払を受けるべき特定公社債（※1）以外の公社債の利子のうち、**同族会社（※2）が発行した社債の利子で、その同族会社の判定の基礎となる者等及びその親族等（※3）が支払を受けるもの**

※1 国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債等の一定の公社債等をいいます。

※2 法人税法第二条第十号に規定する同族会社をいいます。

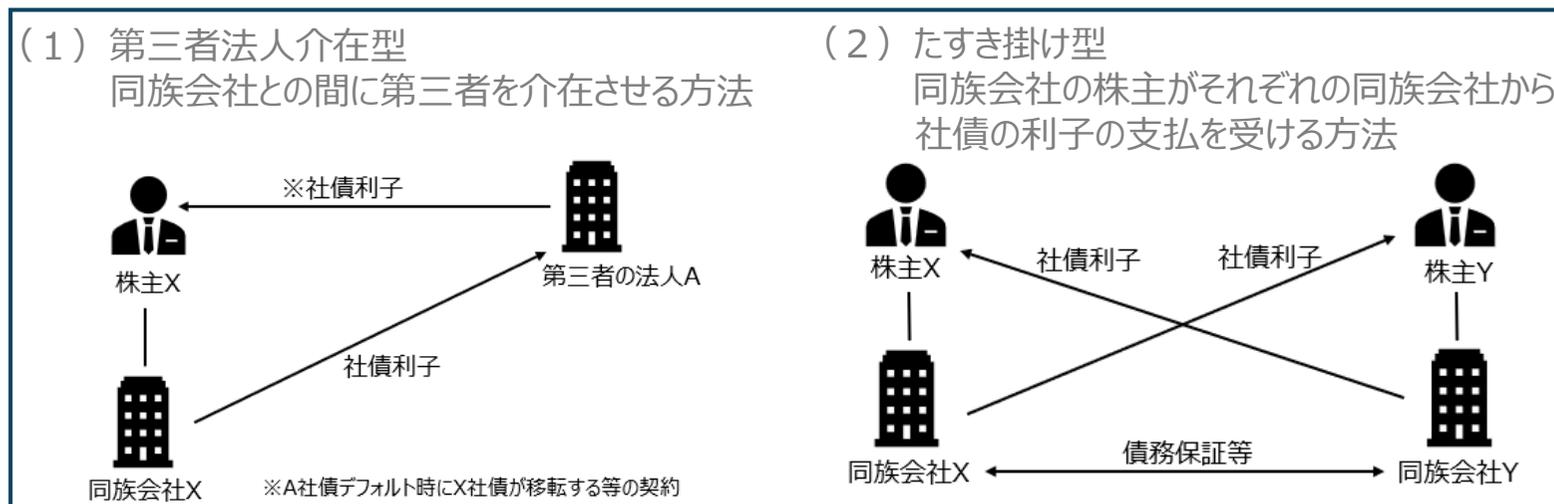
※3 同族会社の判定の基礎となる者が法人である場合における当該法人を支配する個人等を含みます（租税特別措置法施行令第一条の四第3項）。

同族会社の役員等が受け取る一定の社債利子の課税の適正化

改正の解説

2. 改正の趣旨

次のようなスキームを構築し総合課税を回避する事例が見受けられることを踏まえ、こうしたケースを総合課税の対象に追加するものです。



3. 改正の内容

同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人（以下「特定法人」といいます。）が発行した社債の利子で、**実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合（※1）**における当該利子を、総合課税の対象とします。

また、その同族会社の役員等が支払を受ける当該特定法人が発行した社債の償還金についても、総合課税の対象とします。

※1 「実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合」とは、特定法人が発行した社債に係る債務についての同族会社による保証の契約その他の契約の内容その他の状況からみて、同族会社の役員等が特定法人が発行した社債に係る債務の不履行により実質的に損失を受けないと認められる場合をいいます。

● **適用時期** 令和8年4月1日以後に支払いを受けるべき社債の利子及び償還金について適用されます。

住宅ローン控除等の延長と所要の措置

改正内容（拡充・延長）

1. 住宅ローン控除の適用期限が令和12年12月31日まで5年間延長されます。
2. 既存住宅のうち省エネ性能の高い認定住宅・ZEH水準省エネ住宅に係る借入限度額が引き上げられます。
3. 特例対象個人の上乗せ措置の対象が省エネ基準適合以上の既存住宅にも拡充され、控除期間が10年から13年へ3年拡充されます。
4. 床面積要件の緩和措置について既存住宅も適用対象となります(特例対象個人の場合は借入限度額の上乗せ措置との選択適用となります。)
5. 令和12年以降新築等が認められなくなる予定の省エネ基準適合住宅は、借入限度額を引き下げ、令和10年以降は原則として適用対象外となります。
6. 安全・安心な住まいの実現の観点から、災害危険区域等内における新築住宅(従前家屋の建替えは除かれます。)については、令和10年以降は適用対象外となります。
7. 個人住民税について、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額が翌年度の住民税から課税総所得金額等の5% (最高9.75万円)の範囲内で控除されます。

改正の背景

本格的な人口減少やカーボンニュートラルといった変化に対応した豊かな住生活を実現するため、既存住宅の利活用の促進とともに省エネ性能の向上を目的として、住宅ローン控除について、適用期限を5年間延長した上で所要の見直しが行われます。

改正の解説

改正後の控除率、借入限度額、控除期間その他の要件については次表のようになります。

住宅ローン控除等の延長と所要の措置

控除率：0.7%			2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	
借入限度額・控除期間	長期優良住宅 ・低炭素住宅	新築	4,500万円（5,000万円）× 13年					
		既存	3,500万円（4,500万円）× 13年					
	ZEH水準省エネ住宅	新築	3,500万円（4,500万円）× 13年					
		既存	3,500万円（4,500万円）× 13年					
	省エネ基準適合住宅	新築	2,000万円（3,000万円）× 13年	-（支援対象外） 〔ただし、2027年末までに建築確認を受けたもの等は2,000万円×10年〕				
		既存	2,000万円（3,000万円）× 13年					
	その他住宅	新築	-（支援対象外）					
		既存	2,000万円 × 10年					
	所得要件		2,000万円					
	床面積要件		40㎡以上（ただし、所得1,000万円超の者及び子育て世帯等への上乗せ措置利用者は50㎡以上）					
立地要件		（令和10年以降入居分）土砂災害等の災害レッドゾーン※の新築住宅は適用対象外（建替え・既存住宅・リフォームは適用対象）						

※ 借入限度額のカッコ内は、子育て世帯等（＝「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」）に適用される借入限度額
 ※ 買取再販住宅は、新築住宅と同等の支援水準、リフォームの借入限度額・控除期間は、2,000万円、10年
 ※ 災害レッドゾーン：土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、災害危険区域（都市再生特別措置法に基づく勧告に従わないものとして公表の対象となった区域に限る）
 ➤ 認定住宅等の投資型減税について、適用期限を3年間延長するとともに、災害レッドゾーンの住宅を対象外とする。

出典元：令和8年度 国土交通省税制改正概要

- **適用時期** 住宅の取得等をして令和8年1月1日以後に居住の用に供された場合

既存住宅のリフォーム等した場合の税額控除の延長・見直し

改正内容（見直し・延長）

一定のリフォーム等を行った場合の所得税額の特別控除の適用期限が令和10年末まで3年間延長されるとともに、単身者向けの小規模住宅でも適用できるよう要件が緩和されます。

改正の解説

1. 既存住宅のリフォーム減税

一定のリフォームを行った場合、所得税額から最大80万円を控除することができます。

(1) 適用期限の延長：令和10年12月31日まで3年間延長されます。

(2) 床面積要件の緩和

本特例の適用対象に、床面積が40㎡以上50㎡未満の小規模住宅が新たに追加されます。

ただし、工事を行った年分の合計所得金額が1,000万円以下の者に限られます。

(3) 一定のリフォーム

ア. 耐震改修工事

イ. 耐久性向上改修工事

2. 認定住宅等の新築等をした場合の投資型減税

認定住宅等を新築等をした場合、一定額を所得税額から控除することができます。

※ 住宅ローンの有無に関わらず適用できますが、住宅ローン減税との選択適用になります。

(1) 適用期限の延長：令和10年12月31日まで3年間延長されます。

(2) 災害危険区域内に指定されている住宅を新築等した場合の取り扱い

原則：本特例の適用不可

例外：建築確認時において、災害危険区域の指定がなければ適用することができます。

3. 工事単価の見直し

近年の工事実績を踏まえて、既存住宅のリフォーム減税及び認定住宅等の投資型減税における税額控除の算定の基礎となる「標準的な工事費用の額」の見直しが行われます。

既存住宅のリフォーム等した場合の税額控除の延長・見直し

既存住宅のリフォームに係る特例措置の延長 (所得税・固定資産税)

既存住宅の性能向上リフォームの促進により、次世代に資産として承継できるような良質な住宅ストック形成、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図る。

施策の背景

- 我が国の住宅ストックは戸数的には充足。既存住宅活用型市場への転換が重要
- 耐震性を満たさない住宅や、省エネ性能・バリアフリー性能が不十分な住宅が多数存在

⇒ リフォームにより住宅ストックの性能を高めるとともに、リフォーム市場を活性化することが必要

【住生活基本計画(令和3年3月19日閣議決定)における目標】

令和12年までに既存住宅流通及びリフォームの市場規模を14兆円に拡大

耐震リフォーム
(イメージ)

共同住宅
(外付けフレーム補強)

戸建住宅
(新交いの設置等)

戸建住宅
(新交いの設置等)

省エネリフォーム
(イメージ)

高断熱窓に
取替え

要望の結果

現行の特例措置

○一定の性能向上工事を実施した場合について、以下の措置を講じる。

【所得税】

標準的な工事費用相当額をもとに算出された額の10%等を所得税額から控除。

対象工事	対象工事限度額	最大控除額(対象工事)	
耐震	250万円	25万円	
バリアフリー	200万円	20万円	
省エネ	250万円(350万円)	25万円(35万円)	
三世帯同居	250万円	25万円	
長期優良住宅化	耐震+省エネ+耐久性	500万円(600万円)	50万円(60万円)
	耐震or省エネ+耐久性	250万円(350万円)	25万円(35万円)
子育て	250万円	25万円	

※カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合
※対象工事の限度額超過分及びその他増改築等工事についても一定の範囲まで5%の税額控除

【固定資産税】

工事完了翌年度^{※1}の税額を以下の割合に軽減。

対象工事	税額
耐震	1/2
バリアフリー	2/3
省エネ	2/3
長期優良住宅化 ^{※2}	1/3

※1 特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅については、
・耐震改修をした場合は2年間1/2に軽減
・耐震改修をして認定長期優良住宅に該当することとなった場合は翌年度1/3、翌々年度1/2に軽減
※2 耐震改修又は省エネ改修を行った住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

結果

- 【所得税】 現行の特例措置を3年間(令和8年1月1日～令和10年12月31日)延長する。
- 【固定資産税】 現行の特例措置を5年間(令和8年4月1日～令和13年3月31日)延長する。

※特例の対象となる住宅の床面積要件の下限について、40㎡(現行50㎡)に緩和

出典元：令和8年度 国土交通省税制改正概要

● 適用時期

1. リフォーム減税 令和10年12月31日までの工事に適用
2. 認定住宅等の新築等をした場合の投資型減税 令和10年12月31日までに居住開始した場合に適用
3. 工事単価の見直し 特定の改修工事等をした家屋に令和9年1月1日以後に居住開始する場合に適用

居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長

改正内容（見直し・延長）

- 以下の特例措置の適用期限が**2年延長**されます。
 - 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例
 - 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の特例
 - 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の特例
- 上記1.（1）、（2）の買換え資産の要件が見直されています。

改正の背景

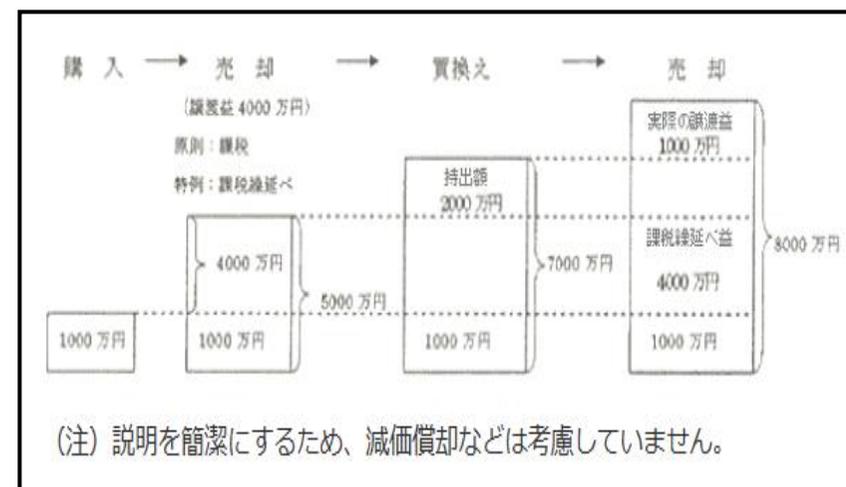
世帯人数の多い世帯と高齢単身・夫婦世帯が住む住宅の広さのミスマッチや、住宅の譲渡における譲渡損の発生、また、譲渡益による多額の税負担が発生しています。

その中で、国民一人一人が、多様なライフスタイル、ライフステージに応じた住宅を、無理のない負担で円滑に取得できる住宅市場の実現をするため、当該特例措置の延長がなされています。

改正の解説

- 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例
特定のマイホームを売って、代わりのマイホームに買換え及び交換した場合、一定の要件の下で、譲渡益に対する課税を将来に繰り延べることができます。
例えば、1,000万円で購入したマイホームを5,000万円で売却し、7,000万円のマイホームへ買換えた場合、特例の適用を受けることで4,000万円の譲渡益は買換えたマイホームを将来譲渡したときまで課税が繰り延べられます。

主な適用要件	改正点
【譲渡資産】 ・所有期間 10年超 ・譲渡価額 1億円 以下 【買換え資産】 ・家屋の床面積 50㎡ 以上 ・敷地の面積 500㎡ 以下 ・一定の省エネ基準を満たす ※前々年から当年にかけてマイホームを譲渡した場合の3,000万円の特別控除等の 特例の適用を受けていないこと	・買換え資産が建築後使用されなかったことがない家屋で、 令和10年1月1日以後 に居住の用に供したとき又は供する見込みである場合には、それが、一定の災害危険区域等（ハザードエリア）に所在しない家屋であることという 要件の追加 ・ 2年間の延長



出典元：国税庁タックスアンサー
No.3355 特定のマイホームを買い換えたときの特例

居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長

改正の解説

2. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の特例

マイホーム（旧居宅）を譲渡して、新たにマイホームを購入した場合に、旧居宅の譲渡による譲渡損失が生じたときは、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算することができます。

また、損益通算を行っても控除しきれなかった譲渡損失は、その年の翌年以後3年以内に繰越控除することができます。（合計所得金額が3,000万円以下である年分に限りです。）

主な適用要件	改正点
【譲渡資産】 ・所有期間 5年超 【買換え資産】 ・家屋の床面積 50㎡以上 ・償還期間 10年以上の住宅ローン を有する	・買換え資産が建築後使用されなかった家屋で、 令和10年1月1日以後 に居住の用に供したとき又は供する見込みである場合には、それが一定の災害危険区域等（ハザードエリア）に所在しない家屋であることという 要件の追加 ・ 2年間の延長

3. 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の特例

特定居住用財産の譲渡により生じた譲渡損失については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算することができます。

また、損益通算を行っても控除しきれなかった譲渡損失は、その年の翌年以後3年以内に繰越控除することができます。（合計所得金額が3,000万円以下である年分に限りです。）

主な適用要件	改正点
【譲渡資産】 ・所有期間 5年超 ・償還期間 10年以上の住宅ローン を有する	・ 2年間の延長

- **適用時期** 令和8年1月1日から令和9年12月31日まで **2年延長**

低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の特例の延長

改正内容（延長）

低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の**100万円特別控除**の適用期限が**3年延長**されます。

改正の背景

低額な不動産取引の課題（相対的に高い取引コスト）から市場取引が成立しにくい低未利用地について、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進し、適切な利用・管理を確保するとともに、更なる所有者不明土地の発生を予防するため、当該特例措置の延長がなされます。

改正の解説

1. 概要

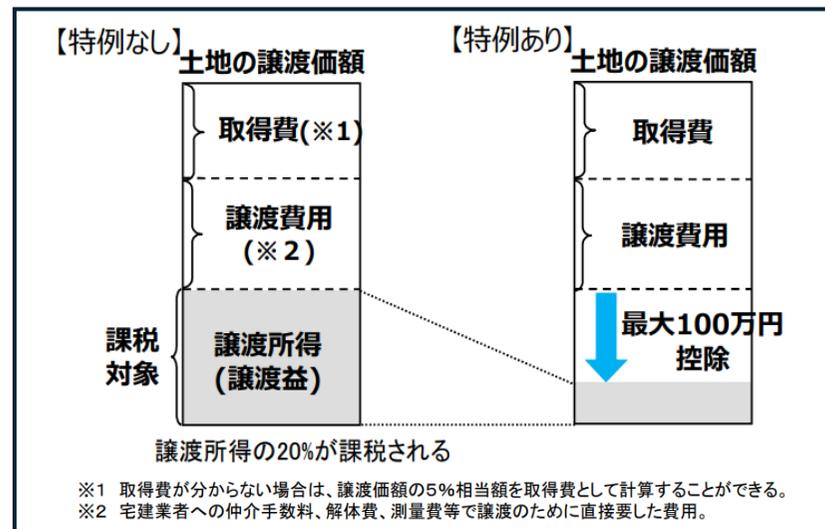
個人が、令和8年1月1日から令和10年12月31日までの間に、低未利用土地等（※1）を譲渡した場合には、長期譲渡所得の金額から**100万円の特別控除額**を控除することができます。

2. 適用要件等

- (1) 譲渡した年の1月1日において、**所有期間が5年を超えていること**
- (2) 譲渡の対価の額が、低未利用土地等の上にある建物等の対価を含めて**500万円以下**であること（市街化区域や用途地域（※2）の設定区域内等にある場合は**800万円以下**であること）
- (3) 低未利用土地等が都市計画区域内に所在すること
- (4) 譲渡後に低未利用土地等の利用がされること

※1 低未利用土地等とは、居住の用、事業の用その他の用に供されておらず、またはその利用の程度が周辺の地域における同一の用途もしくはそれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる土地等をいいます。

※2 用途地域とは、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用が定められている地域をいいます。



出典元：令和8年度 国土交通省税制改正概要

● 適用時期

令和8年1月1日から令和10年12月31日まで**3年延長**されます。

公的年金等に係る雑所得についての見直し

改正内容 (見直し)

給与等の収入金額及び公的年金等の収入金額を有する者について、その年分の給与所得控除額と公的年金等控除額の合計額が280万円を超える場合、その超える部分の金額を公的年金等控除額から控除することになります。

改正の背景

年金課税については、公的年金等控除が給与所得を得ている年金受給者にも適用されるため、給与所得控除と公的年金等控除の両方の適用により、同じ収入額でも給与収入のみの者と、給与収入と公的年金等を有する者の間で税負担が異なることについて、公平性の観点から指摘がなされてきました。

改正の解説

令和8年4月からの在職老齢年金制度の見直しに合わせて、公的年金収入が増加する者にはその年金収入の増加と併せて手取りが減少しない範囲で、また、見直しによって年金収入に変化がない者については影響が生じない形で、税負担額の調整を行うこととなりました。具体的には、給与所得控除と公的年金控除の合計額の上限を280万円とすることになりました。

- **適用時期** 令和9年分以後の所得税について適用

青色申告特別控除の見直し

改正内容（見直し）

電子申告及び電子帳簿保存法の一定の要件を満たすことで、青色申告特別控除額が**65万円から75万円へ引き上げ**られます。一方で、書面での申告を行う場合は**控除額が引き下げ**られ、簡易簿記による記帳を行う一定の者は**控除が廃止**となります。

改正の背景

納税者が簡便かつ適正に申告・納付を行うことができるよう、税務手続きのデジタル化の推進を図るため

改正の解説

青色申告特別控除について次の見直しを行います。

要件		現行	改正後
正規の簿記の原則により記帳 (複式簿記)	その年分の確定申告書に貸借対照表、損益計算書等を添付して提出期限までに 電子情報処理組織（e-Tax） で提出した場合	65万	65万
	上記に加え、以下のいずれかの要件を満たす場合 1. 優良な電子帳簿（※1） として保存等をしていること 2. 国税庁長官の定める基準に適合する電子計算処理システムを使用して 請求書等の電子取引データを帳簿に自動連携し、一定の要件を満たして送受信・保存 をしていること	65万	75万
	その年分の確定申告書に貸借対照表、損益計算書等を添付して提出期限までに 書面 で提出した場合	55万	10万
簡易簿記により記帳	前々年分の不動産所得又は事業所得に係る収入金額が1,000万円以下の場合	10万	10万
	前々年分の不動産所得又は事業所得に係る収入金額が 1,000万円を超える 場合	10万	控除なし

※1 優良な電子帳簿

「ディスプレイ、説明書等を備え付ける」などの電子帳簿を保存するための要件に加えて、①訂正等の履歴が残ること②帳簿間で相互関連性があること③日付・金額・相手方による検索機能があることの3つの要件を全て満たした電子帳簿をいいます。

● **適用時期** 令和9年分以後の所得税

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

改正内容（創設・見直し）

1. 所得税額に対して税率 1% の新たな付加税として、**防衛特別所得税（仮称）** が創設されます。
2. **復興特別所得税の税率が 1% 引き下げられる**とともに、課税期間が**10年間延長**されます。

改正の背景

わが国の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保する観点から、令和 5 年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえ、防衛特別所得税（仮称）が課されます。

防衛特別所得税（仮称）の創設と併せて、目下の家計の負担増とならないよう、復興特別所得税の税率を引き下げつつ、復興財源の総額を確実に確保する観点から、課税期間が延長されます。

改正の解説

項目	改正前	改正後	課税期間
防衛特別所得税	—	基準所得税額（※ 1）×1.0%	令和 9 年以後の当分の間
復興特別所得税	基準所得税額×2.1%	基準所得税額×1.1%	令和29年12月31日まで （10年間延長）

※ 1 基準所得税額の計算は復興特別所得税と同様です。

また、申告、納付等、源泉徴収等、質問検査権及び罰則等については、復興特別所得税と同様です。

● 適用時期

防衛特別所得税：令和 9 年以後当分の間

復興特別所得税：令和 9 年分から令和29年分まで

【資産課税】

貸付用不動産の評価方法の見直し

改正内容 (見直し)

1. 一定の貸付用不動産
被相続人等が課税時期前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産については、課税時期における通常取引価額に相当する金額によって評価することになります。
2. 不動産小口化商品
不動産特定共同事業契約又は信託受益権に係る金融商品取引契約のうち、一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産については、その取得の時期に関わらず、課税時期における通常取引価額に相当する金額によって評価することになります。

改正の背景

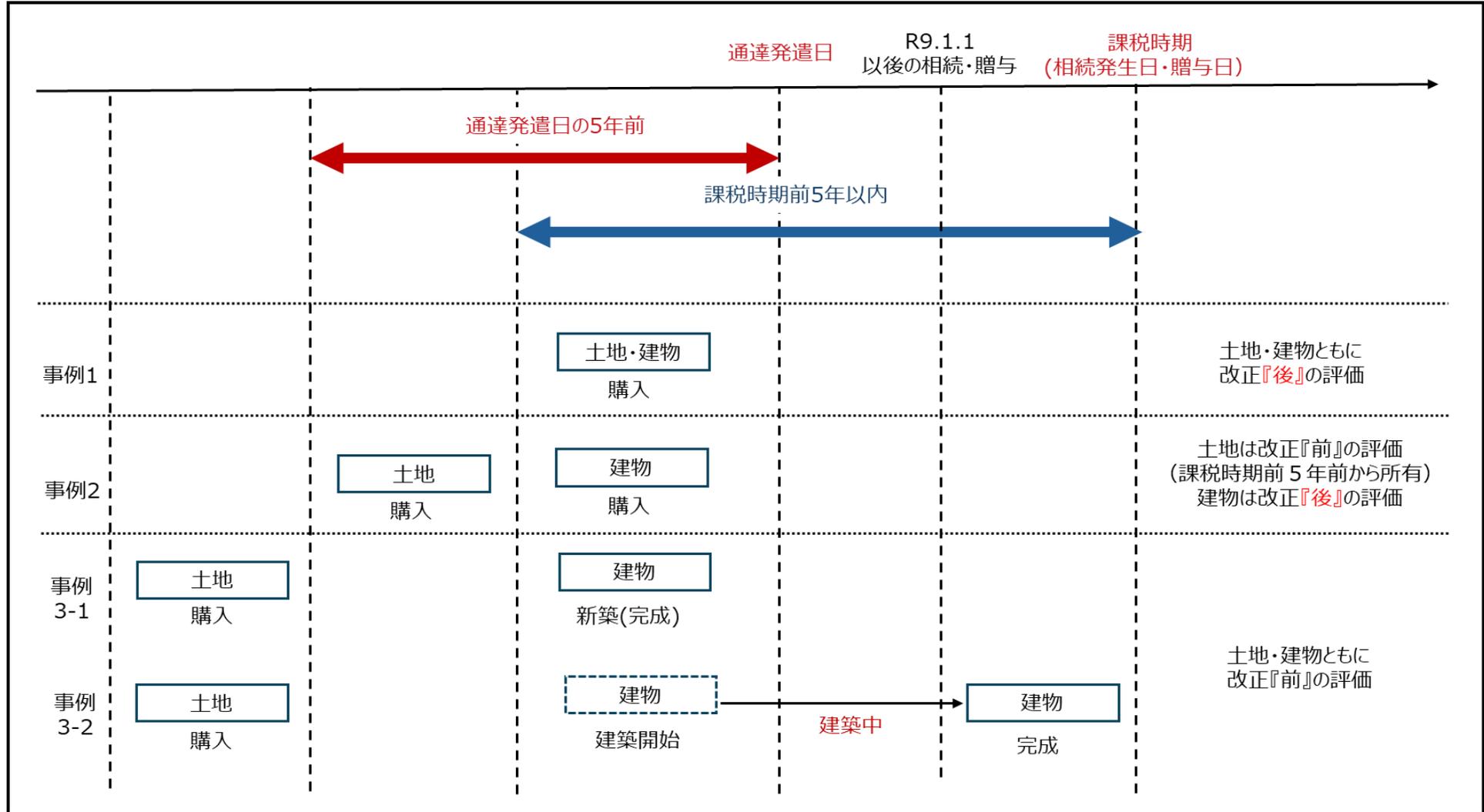
貸付用不動産については、市場価格と相続税評価額の乖離を利用し、相続税や贈与税額を大幅に圧縮している事例があるため、納税者の予測可能性の確保と、評価の適正化及び課税の公平性を図る観点から、評価の見直しを行うことになりました。

改正の解説

1. 一定の貸付用不動産
通常取引価額に相当する金額とは、課税上の弊害がない限り、被相続人等が取得等をした貸付不動産に係る取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の100分の80に相当する金額によって評価することができます。
※ 1 この改正を通達に定める日までに、被相続人等がその所有する土地（同日の5年前から所有しているものに限る。）に新築をした家屋（同日において建築中のものを含む。）には適用しないものとなります。
2. 不動産小口化商品
課税時期における通常取引価額に相当する金額は、課税上の弊害がない限り、出資者等の求めに応じて事業者等が示した適正な処分価格・買取価格等、事業者等が把握している適正な売買実例価額又は定期報告書等に記載された不動産の価格等を参酌して求めた金額により評価することができます。なお、これらに該当するものがないと認められる場合は、上記1に準じて評価（取得時期や評価の安全性を考慮）します。

貸付用不動産の評価方法の見直し

改正の解説 貸付用不動産の取得時期と評価方法



● **適用時期** 令和9年1月1日以後に開始する相続、遺贈又は贈与により取得した貸付不動産に適用

資産課税（個人及び法人向け） 事業承継税制に係る特例承継計画の期限延長等

改正内容（延長）

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度（法人版事業承継税制「特例措置」）については、特例承継計画の提出期限が令和9年9月30日まで1年6か月延長されます。また、個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度（個人版事業承継税制）については、個人事業承継計画の提出期限が令和10年9月30日まで2年6か月延長されます。

改正の背景

経営者の高齢化の進展等を踏まえ、中小企業の事業承継を後押しし、生産性向上・成長を支援するために延長されます。

改正の解説

1. 法人版事業承継税制（特例措置）

中小企業の経営者が後継者に「自社株（非上場株式）」を引き継ぐ際の税負担をゼロにする時限措置です。

- （1）猶予の内容：後継者が贈与または相続で取得した株式に係る相続税・贈与税の全額が納税猶予されます。
- （2）主な要件：承継後5年間は「代表者として事業を継続すること」や「株式を保有し続けること」が求められます。本特例措置適用にあたっては、事前に**特例承継計画**を都道府県庁に提出し、確認を受ける必要があります。その上で本制度の適用期限である令和9年12月31日までにその自社株を贈与または相続により後継者が承継することが必要とされます。

2. 個人版事業承継税制

個人事業主が事業用資産を後継者に引き継ぐ際の税負担をゼロにする時限措置です。

- （1）猶予の内容：法人版と同様、相続税・贈与税の全額が納税猶予されます。
- （2）主な要件：適用にあたっては、事前に**個人事業承継計画**を都道府県庁に提出し、確認を受ける必要があります。その上で本制度の適用期限である令和10年12月31日までにその事業用資産を贈与または相続により後継者が承継することが必要とされます。
- （3）対象資産：事業に使用している宅地等（400㎡まで）、建物（800㎡まで）、および減価償却資産（機械、備品、車両など）が対象となっています。

資産課税（個人及び法人向け） 事業承継税制に係る特例承継計画の期限延長等

改正の解説

3. 改正内容

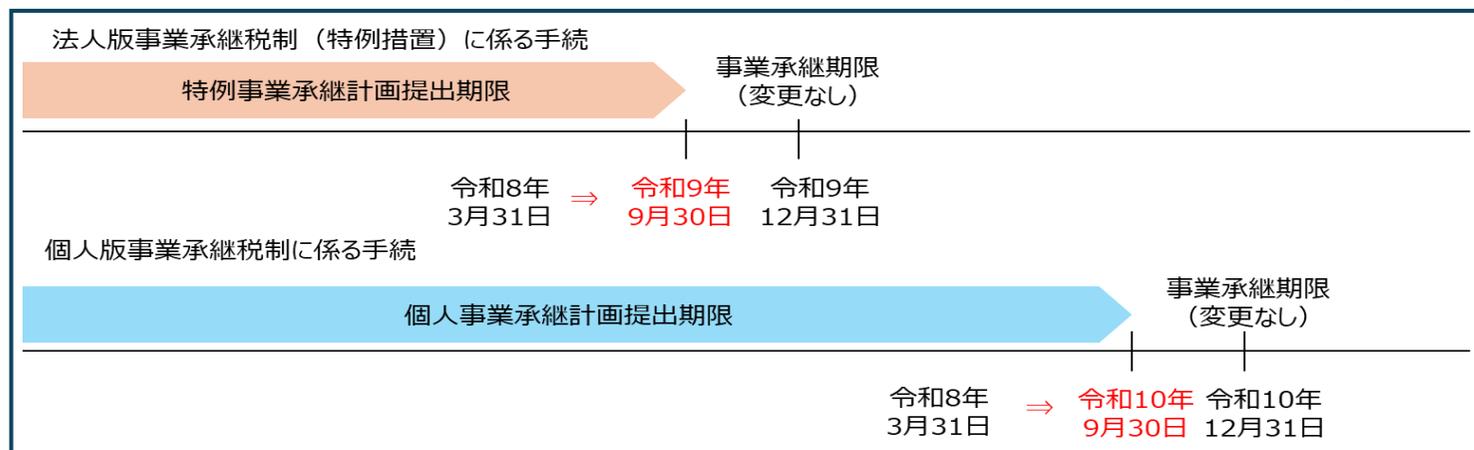
上記1. 2ともに令和8年3月31日までに都道府県に対して計画書を提出して確認を受けることが必要とされていましたが、その期限が法人版は1年6か月延長されて令和9年9月30日まで、個人版は2年6か月延長されて令和10年9月30日までとなります。

4. 事業承継税制のあり方について

事業承継税制自体は中小企業経営者の円滑な世代交代を税制面から支援する時限措置となっており、過去の税制改正大綱においてもその適用期限は延長しない旨が明言されてきました。

適用期限到来後の事業承継に係る税制面での支援については、本措置についての適用状況や課税の公平性等など多角的な検討を行い、令和9年度税制改正において結論を出すこととされました。

手続きイメージ図



● 適用時期

1. 法人版事業承継税制「特例措置」については令和9年9月30日まで延長
2. 個人版事業承継税制については令和10年9月30日まで延長

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の終了

改正内容（廃止）

「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」について、令和8年3月31日までとされている適用期限を延長せずに終了することになりました。

同日までに拋出された金銭等については、引き続きこの非課税措置を適用することができます。

改正の背景

これまでの利用実態、格差固定化の懸念、教育費の無償化や負担軽減の進展、NISAの拡充等を踏まえ、適用期限の延長をしないことになりました。

改正の解説

「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税」とは、受贈者（教育資金管理契約を締結する日において30歳未満に限る）が、教育資金に充てるため、贈与者（受贈者の直系尊属である父母や祖父母など）から、信託受益権を取得した場合には、その信託受益権等の価額のうち1,500万円（習い事等は最大500万円）まで贈与税が非課税になる制度です。

受贈者の前年の合計所得が1,000万円までのときに利用できます。

- **適用時期** 令和8年3月31日到来をもって廃止されることとなります。

【法人課税】

特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

改正内容（創設）

投資額が35億円（中小企業者等は5億円）以上であること及び年平均の投資利益率（ROI）が15%以上である事が見込まれる等の基準に適合する事について経済産業大臣の確認を受けた特定生産性向上設備等（仮称）への設備投資に対し、特別償却（即時償却）又は税額控除が選択適用できる制度が創設されます。

改正の背景

「強い経済」の実現に向けた対応として、既存の税制では対象とならないような大規模かつ高付加価値の投資を推進するという観点から創設されました。

改正の解説

1. 適用対象者

- 青色申告書を提出する法人

そのうち、中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）又は農業協同組合等**以外の法人**の所得の金額が前期の所得の金額を超える一定の事業年度で、かつ、（1）（2）のいずれかに該当しない事業年度においては、**本制度（繰越税額控除制度を除く。）は適用されません。**

（1）継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が**1%以上**であること。（※1）

（2）国内設備投資額が当期償却額総額の**30%を超える**こと。（※1）

※1 資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合には、（1）においては2%以上、（2）においては40%を超えること。

特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

改正の解説

2. 対象資産

その法人の事業の用に**直接供される**機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアのうち以下の一定規模以上のものになります。

種類	取得価額
機械装置	1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
工具及び器具備品	それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの（※1）
建物	一の取得価額が1,000万円以上のもの
建物附属設備	一の取得価額が120万円以上のもの（※2）
構築物	一の取得価額が120万円以上のもの
ソフトウェア	一の取得価額が70万円以上のもの

※1 それぞれ1台又は1基の取得価額が40万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。

※2 一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。

3. 税制措置

対象資産の取得価額までの**特別償却（即時償却）**又は**取得価額の7%（建物、建物附属設備及び構築物については、4%）の税額控除**を選択適用することができます。ただし、税額控除における控除税額は**当期の法人税額の20%を上限**とし、控除限度超過額は3年間の繰越しができます。（※1）

※1 控除限度超過額の繰越し控除は、令和11年3月31日までの間に予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について産業競争力強化法の認定を受けた法人で、その対応を確実に実施していることについて経済産業大臣の確認を受けたものに限り、適用できることとします。

特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

改正の解説

4. 適用要件

令和11年3月31日までの間に経済産業大臣の確認を受け、その確認を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間内に取得等をし、その法人の事業の用に供した場合に限ります。（※1）

特定生産性向上設備等には以下の適合基準が設けられています。

- (1) 生産性向上設備等の取得価額の合計額が35億円以上であること。
(中小企業者又は農業協同組合等については、5億円以上)
- (2) 年平均の投資利益率が15%以上と見込まれるものであること。
- (3) 資金調達手段が記載されていること。
- (4) 取締役会等の適切な機関の意思決定に基づくものであること。
- (5) 上記のほか、生産向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させるものであること等の要件を満たすものであること。

※1 取得等とは、取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下同じ。）又は制作若しくは建設をいい、建物にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含みます。

5. 他の税制との併用について

本制度の投資計画の期間中においては、以下の制度（（2）の制度のうち繰越税額控除制度を除く。）を適用することができません。

- (1) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度
- (2) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）
- (3) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

6. 実務上の留意点

事務用器具備品、本店、寄宿舍等の建物、福利厚生設備等、貸付けの用に供されるものは対象資産から除かれます。

改正内容（創設・見直し）

1. 新たな制度として戦略技術領域型が創設されます。
2. 一般試験研究費の額に係る税額控除制度について見直しが行われます。
3. 中小企業技術基盤強化税制について見直しが行われます。
4. 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について見直しが行われます。
5. 海外への委託研究費について見直しが行われます。

改正の解説

1. 戦略技術領域型の創設

新たに「戦略技術領域型」を創設し、産業技術力強化法の重点産業技術（仮称）（A I・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙）に係る試験研究費について、既存の措置と別枠の税額控除率・控除上限を設定します。

適用対象法人	産業技術力強化法の重点研究開発計画（仮称）の認定を受けた青色申告書を提出する法人（以下、「認定研究開発法人」という）
対象事業年度	適用期間内の日を含む各事業年度（※1）
試験研究費の額	重点産業技術試験研究費の額（※2）
控除率	重点産業技術試験研究費の額×40%、又は、特別重点産業技術試験研究費の額×50%（※3）
控除上限	当期の法人税額の10%
繰越控除制度	控除限度超過額の3年間の繰越し

- ※1 「適用期間」とは、重点研究開発計画の認定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間をいい、計画期間終了日が5年経過日前の場合には、認定日から計画期間終了日までの期間になります。
- ※2 「重点産業技術試験研究費の額」とは、認定研究開発法人が、適用期間内において支出するその認定に係る重点研究開発計画に従って行う特定重点研究開発に係る試験研究費の額になります。ただし、一般試験研究費の額に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制及び特別試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける場合のその適用を受ける金額を除きます。
- ※3 「特別重点産業技術試験研究費の額」とは、重点産業技術試験研究費の額のうち産業技術力強化法の重点産業技術共同研究開発機関（仮称）と共同して行う試験研究又は重点産業技術共同研究開発機関に委託する試験研究に係るものをいいます。

改正の解説

2. 一般試験研究費の額に係る税額控除制度についての見直し

(1) 控除率

控除率を見直し、上限を14%(原則：10%)とする特例の適用期限が **3年間延長**されます。

増減試験研究費割合	税額控除率
15%超	$11.50\% + (\text{増減試験研究費割合} - 15\%) \times 0.375$ 但し、上限14%
3%超15%以下	$8.50\% + (\text{増減試験研究費割合} - 3\%) \times 0.25$
3%以下	$8.50\% + (\text{増減試験研究費割合} - 3\%) \times 13\text{分の}8.5$

※1 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例の適用期限は3年間延長されます。

(2) 控除上限

増減試験研究費割合に応じて加算・減算する特例を見直した上、その適用期限が **3年間延長**されます。

増減試験研究費割合	税額控除率
7%を超える場合	超える部分1%あたり、当期の法人税額の0.625%を加算 但し、上限5%
マイナス1%を下回る場合	下回る部分1%あたり、当期の法人税額の0.625%を減算 但し、上限5%

※2 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における控除税額の特例の適用期限は3年間延長されます。

※3 控除税額の上乗せ前の上限は、原則は調整前法人税額の25%、一定のベンチャー企業は40%です。

改正の解説

3. 中小企業技術基盤強化税制についての見直し

(1) 控除率

適用期限が**3年間延長**されます。

(2) 控除上限

適用期限が**3年間延長**されます。

(3) 繰越税額控除制度の新設

控除限度超過額については、**3年間の繰越し**ができることとなります。

※ 繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合に限り適用することができます。
ただし、一般試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける事業年度は適用できません。

4. 特別試験研究費の額に係る税額控除制度についての見直し

(1) 共同委託・委託研究の手続きの見直し

一定の要件を満たし、経済産業大臣の指定を受けた大学等との共同・委託研究については第三者による監査を不要とします。

(2) 対象者が少数である試験研究費の見直し

対象者が少数である医薬品に関する試験研究に係る試験研究費の額について、当該試験研究費の額の全部または一部につき、上記1の規定の適用を受ける場合、その部分は本制度の対象外となります。

(3) 新規高度研究人材の活用の拡充

高度研究人材の定義が拡充されます。

改正の解説

5. 海外への委託研究費についての見直し

海外への委託研究費について、新医薬品等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験に係るものを除き、令和8年度70%、令和9年度60%、令和10年度以降50%、と段階的に見直しが行われます。

● 適用時期

1. 戦略技術領域型の創設

産業技術力強化法の改正法の施行日から令和11年3月31日までに同法の認定を受けた適用期間内の日を含む事業年度

2. 一般試験研究費の額に係る税額控除制度についての見直し

令和9年4月1日以後開始事業年度

3. 中小企業技術基盤強化税制についての見直し

(1) 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する各事業年度

(2) 繰越控除制度については大綱に記載なし

4. 特別試験研究費の額に係る税額控除制度についての見直し

大綱に記載なし

5. 海外への委託研究費についての見直し

令和8年4月1日以降開始事業年度

特定税額控除規定の不適用措置の見直し

改正内容（見直し・拡充）

大企業につき研究開発税制等の生産性の向上に関連する税額控除の規定（特定税額控除規定）を適用できないこととする措置について見直しを行います。

改正の解説

1. 制度概要

- (1) 特定税額控除規定に、研究開発税制のうち**重点産業技術試験研究費の額に係る措置**（繰越税額控除制度を除く。）を加えます。
- (2) 継続雇用者給与等支給額に係る要件について、次の見直しを行います。
 - ア. 原則
 $\text{継続雇用者給与等支給額} \div \text{継続雇用者比較給与等支給額} \geq 1\%$ （現行：0%超）
 - イ. 一定の大企業（※1）
 $\text{継続雇用者給与等支給額} \div \text{継続雇用者比較給与等支給額} \geq 2\%$ （現行：1%以上）
※1 前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合であり、資本金の額等10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上、又は、常時使用従業員数2,000人超の法人
- (3) 次の制度について、継続雇用者給与等支給額に係る要件**及び**国内設備投資額に係る要件の**いずれにも該当しないこと**の要件を、継続雇用者給与等支給額に係る要件**又は**国内設備投資額に係る要件の**いずれかに該当しないこと**の要件とします。
 - ア. 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の税額控除制度
 - イ. カーボンニュートラルに向けた投資促進税制における税額控除制度

- **適用時期** 令和11年3月31日までに開始する各事業年度まで

改正内容（見直し・縮減）

1. 令和6年度改正において抜本的に強化された賃上げ促進税制について、現状を踏まえ次の見直しが行われます。
 - (1) 大企業向け：適用期限を待たず廃止
 - (2) 中堅企業向け：令和8年度中は要件を強化し継続、適用期限をもって廃止
 - (3) 中小企業向け：令和8年度中は現行制度を維持、適用期限到来時に必要な見直しを検討
 - ※1 教育訓練費を増加させた場合の上乗せ措置は、上の全区分で廃止されます。
 - ※2 給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準からの控除制度（中小企業向けを除く）についても見直しが行われ、適用期限をもって廃止となります。

改正の背景

物価高を上回る安定した賃上げの定着に向け、足元の賃上げ状況を踏まえ、人材獲得競争の中で防衛的賃上げに苦しむ中小企業に特化した形への見直しが行われます。

なお、教育訓練費の上乗せは、教育訓練費の増加額を税額控除額が上回る場合があるという会計検査院の指摘を受けて廃止されることとなります。

改正の解説

1. 大企業向け（全法人向け）

	改正前		改正後	
	適用要件	控除率	適用要件	控除率
原則	継続雇用者（※1） 給与等支給額 前年度比+3%以上	控除対象雇用者給与等 支給増加額（※2） ×10%	令和8年3月31日をもって廃止	
上乗せ（賃上げ）	+4%以上	控除率+5%		
	+5%以上	控除率+10%		
	+7%以上	控除率+15%		
上乗せ（教育訓練）	教育訓練費増加率 前年度比 +10%以上等	控除率+5%		
上乗せ （子育て両立・女性活躍）	プラチナくるみん認定 プラチナえるぼし認定	控除率+5%		
最大控除率	35%			
控除上限額	当期の法人税額×20%			
マルチステークホルダー方針の 公表の要件	資本金の額等が10億円以上かつ 常時使用する従業員の数が1,000人以上又は 常時使用する従業員の数が2,000人超			

※1 継続雇用者：適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般保険者に限る）

※2 控除対象雇用者給与等支給増加額：前事業年度から適用事業年度の全雇用者給与等支給増加額

改正の解説

2. 中堅企業向け（※1）

	改正前		改正後	
	適用要件	控除率	適用要件	控除率
原則	継続雇用者 給与等支給額 前年度比+3%以上	控除対象雇用者 給与等支給増加額 ×10%	継続雇用者 給与等支給額 前年度比+4%以上	控除対象雇用者 給与等支給増加額 ×10%
上乗せ（賃上げ）	+4%以上	控除率+15%	+5%以上	控除率+5%
			+6%以上	控除率+15%
上乗せ（教育訓練）	教育訓練費増加率 前年度比 +10%以上等	控除率+5%	令和8年3月31日をもって廃止	
上乗せ （子育て両立・女性活躍）	プラチナくるみん認定 プラチナえるぼし認定 えるぼし認定（3段階目）	控除率+5%	プラチナくるみん認定 プラチナえるぼし認定 えるぼし認定（3段階目）	控除率+5%
最大控除率	35%		30%	
控除上限額	当期の法人税額×20%		当期の法人税額×20%	
マルチステークホルダー方針の 公表の要件	資本金の額等が10億円以上かつ 常時使用する従業員の数が1,000人以上		資本金の額等が10億円以上かつ 常時使用する従業員の数が1,000人以上	

※1 中堅企業：従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く）

改正の解説

3. 中小企業向け（※1）

	改正前		改正後	
	適用要件	控除率	適用要件	控除率
原則	雇用者（※2） 給与等支給額 前年度比+1.5%以上	控除対象雇用者 給与等支給増加額 ×15%	雇用者 給与等支給額 前年度比+1.5%以上	控除対象雇用者 給与等支給増加額 ×15%
上乗せ（賃上げ）	+2.5%以上	控除率+15%	+2.5%以上	控除率+15%
上乗せ（教育訓練）	教育訓練費増加率 前年度比+5%以上等	控除率+10%	廃止（廃止時期は大綱に記載なし）	
上乗せ （子育て両立・女性活躍）	プラチナくるみん認定 ぶらちなえるぼし認定 くるみん認定 えるぼし認定（2段階目以上）	控除率+5%	プラチナくるみん認定 ぶらちなえるぼし認定 くるみん認定 えるぼし認定（2段階目以上）	控除率+5%
最大控除率	45%		35%	
控除上限額	当期の法人税額×20%		当期の法人税額×20%	
繰越控除制度	5年間の繰越が可能		5年間の繰越が可能	

※1 中小企業：中小企業者等（資本金の額等1億円以下の法人、協同組合など）

※2 雇用者：雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者

賃上げ促進税制の見直し

改正の解説

4. （地方税）給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の控除制度（中小企業向けを除く）

	適用要件	適用期限	備考
大企業向け	継続雇用者給与等支給額 前年度比+3%以上	令和8年3月31日	令和8年4月1日以降は 適用対象から除外
中堅企業向け	継続雇用者給与等支給額 前年度比+3%以上（従前） ⇒ +4%以上	令和9年3月31日 （従前通り）	適用期限をもって廃止
中小企業向け	雇用者給与等支給額 前年度比 +1.5%以上（従前通り）	令和9年3月31日 （従前通り）	改正なし

● 適用時期

1. 大企業向け：令和8年3月31日をもって廃止
2. 中堅企業向け：
 - (1) 見直し 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度より適用
 - (2) 廃止 令和9年3月31日をもって廃止
3. 中小企業向けの見直し：令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度
4. （地方税）付加価値割の課税標準からの控除制度（中小企業向けを除く）：
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度

オープンイノベーション促進税制の拡充・延長等

改正内容（拡充・延長）

M & A 型について、マイノリティ取引（3年以内に議決権の過半数を超えることが見込まれる、50%以下の発行済株式取得）を対象化します。

また、吸収合併時には、一括での益金算入から5年間での均等額の取り崩しに見直します。

その上で、本税制の適用下限額を引き上げ、適用期限を2年間延長します。

改正の背景

事業会社とスタートアップの協業の更なる促進やスタートアップの出口戦略の多様化を後押しする観点から本制度の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長します。

改正の解説

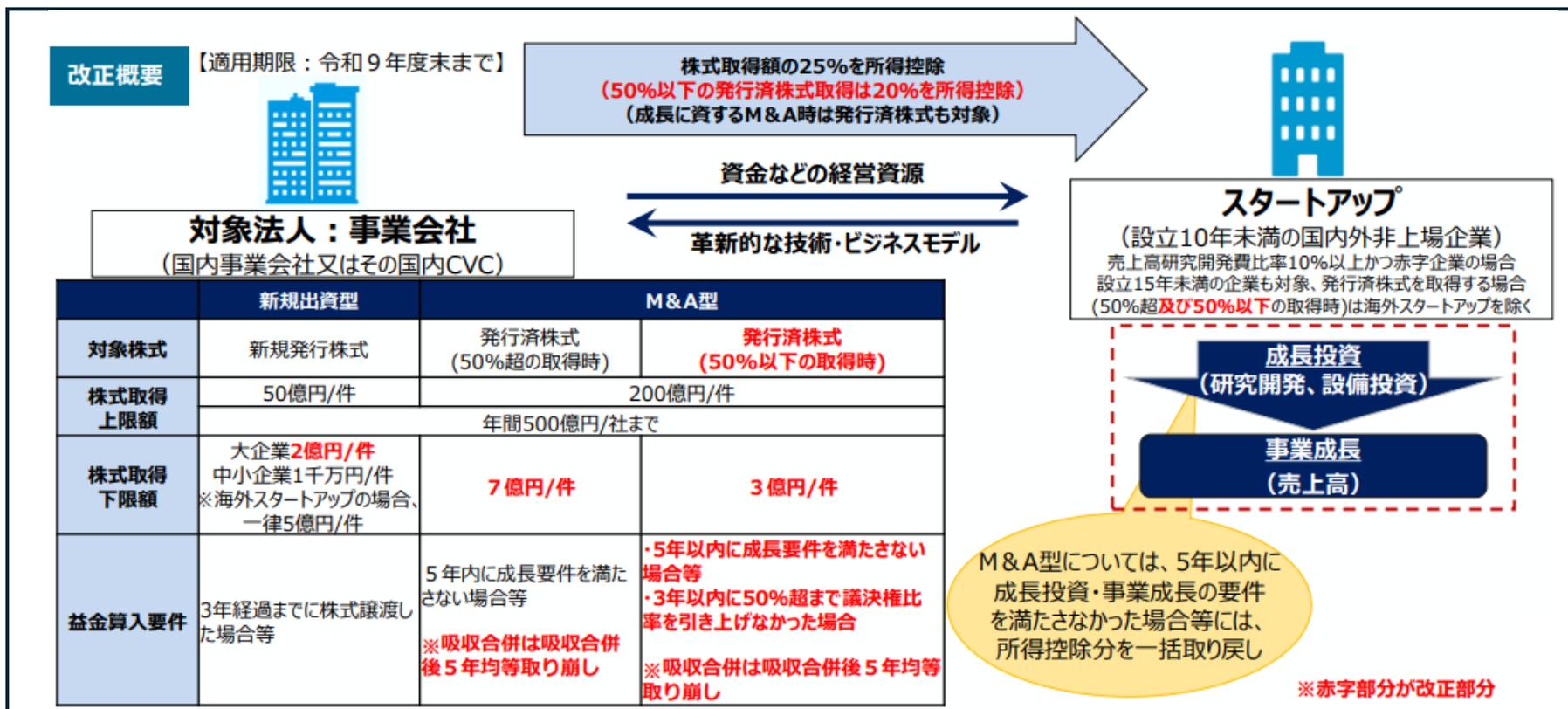
- 増資特定株式に係る措置についての見直し（新規出資型）
 - 中小企業者以外の法人が取得をする内国法人の株式の取得価額要件を2億円以上（現行：1億円以上）に引き上げます。
 - 下記3の改正に伴い、特別勘定を設けている又は設けていた株式と同一の銘柄の株式の取得をする場合におけるその取得をする株式をこの措置の対象から除外します。
- 発行法人以外の者から購入により取得した特定株式でその取得により総株主の議決権の過半数を有することとなるものに係る措置についての見直し（M & A 型）
 - 取得価額要件を7億円以上（現行：5億円以上）に引き上げます。
 - 特別勘定に係る特定株式の発行法人の事業の成長発展が図られたことにつき明らかにされた場合において、その特別勘定を設けている法人を合併法人とし、その発行法人を被合併法人とする合併が行われたときは、その被合併法人に係る特別勘定は、その合併の日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から5年間で特別勘定の残高の均等額を取り崩して、益金算入することとします。
 - 下記3の改正に伴い、特別勘定を設けている又は設けている株式と同一の銘柄の株式の取得をする場合におけるその取得をする株式をこの措置の対象から除外します。

オープンイノベーション促進税制の拡充・延長等

改正の解説

3. 対象となる特定株式の拡充（M & A型）

対象となる特定株式に、発行法人以外の者から購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式でその取得の日から3年以内に発行法人の総株主の議決権の過半数を有することとなることを見込まれるものを加え、その特定株式の取得価額の20%以下の金額を特別勘定の金額として経理した場合には、その事業年度の所得の金額を上限に、その経理した金額の合計額を損金算入することができるようになります。



出典元：経済産業関係 令和8年度税制改正について（概要）

- **適用時期** 大綱に記載なし

カーボンニュートラル投資促進税制の拡充・延長等

改正内容（拡充・延長）

生産工程を効率化するなど炭素生産性を向上させる設備の導入時に活用可能な本税制について、大企業がサプライチェーン上の中小企業に対して、排出量削減に資する取組支援をした場合の要件緩和を含め一部見直した上で、適用期限が2年間延長されます。

改正の背景

将来的なカーボンニュートラルの実現に向けて、民間企業による脱炭素効果の高い投資の加速が不可欠であり、引き続き企業の脱炭素投資を後押しするための措置となります。

改正の解説

1. 適用要件

産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入が対象となります。

2. 税額控除率・特別償却率等

- (1) 最大8%の税額控除（中小企業者等（※1）の場合は最大10%）又は30%の特別償却の選択適用となります。
- (2) 措置対象となる投資額や控除税額に関する上限（※2）があります。
- (3) 炭素生産性の向上率に係る見直しがあります。ただし、特定大企業（※3）がサプライチェーン上の中小企業者等の排出削減を目指す取組を支援した場合、炭素生産性の向上率は現行どおりです。

カーボンニュートラル投資促進税制の拡充・延長等

改正の解説

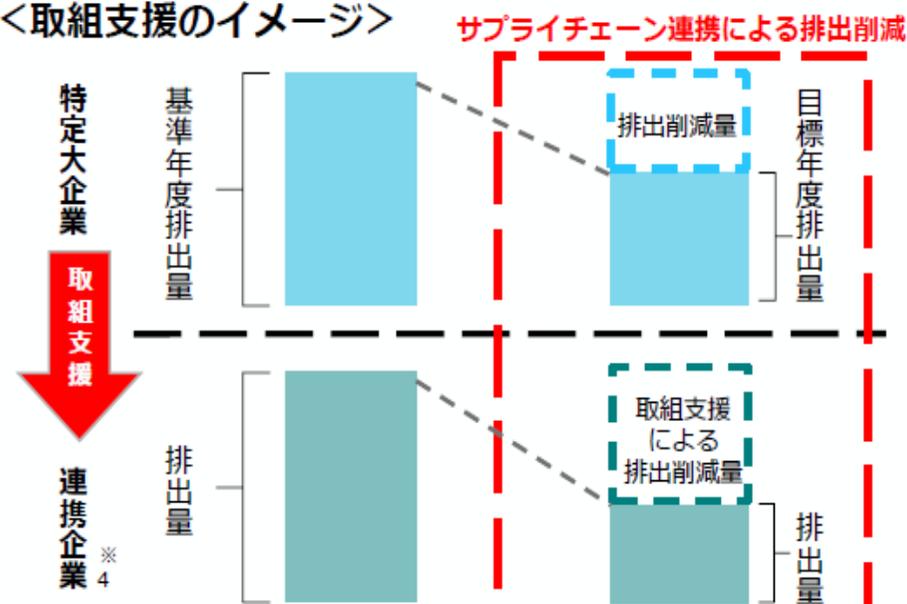
<炭素生産性の相当程度の向上と措置内容>

企業区分	現行		改正後	
	炭素生産性の向上率	税制措置	炭素生産性の向上率	税制措置（令和8・9年度）
中小企業者等	17%	税額控除14% 又は 特別償却50%	22%	税額控除10% 又は 特別償却30%
	10%	税額控除10% 又は 特別償却50%	17%	税額控除5% 又は 特別償却30%
中小企業者等 以外の事業者 ※連携企業へ 取組支援をした場合	20%	税額控除10% 又は 特別償却50%	25% ※20%	税額控除8% 又は 特別償却30%
	15%	税額控除5% 又は 特別償却50%	20% ※15%	税額控除3% 又は 特別償却30%

※1・・・中小企業者等とは、租税特別措置法第10条の5の5第3項第1号に規定する中小事業者又は同法第42条の12の6第2項第1号に規定する中小企業者。

※2・・・措置対象となる投資額は500億円まで。控除税額は法人税額又は所得税額の20%まで。

<取組支援のイメージ>



- ・取組支援により、連携企業の炭素生産性の向上率が30%以上となる必要がある。
- ・一定の要件を満たした場合、連携企業自身も本税制の適用が可能。

※3・・・サプライチェーン連携を実施している中小企業者等以外の法人をいう。

※4・・・連携企業とは、特定大企業のサプライチェーン上の国内の中小企業者等をいい、グループ会社を除く。

出典元：経済産業関係 令和8年度税制改正について（概要）

● 適用時期

令和10年3月31日までにエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定を受け、その認定を受けた日から同日以後3年を経過する日まで

少額減価償却資産特例措置の延長等

改正内容（見直し・延長）

1. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
 - (1) 対象となる資産の取得価額が**40万円未満**に引き上げられます。
 - (2) 適用期限が**3年間延長**されます。
 - (3) 一定の者につき**本特例の対象から除外**されます。
2. 他制度への影響
 - (1) 上記1.(1)の改正に連動して、他の制度の適用要件における取得額要件についても改正がなされます。

改正の背景

本制度が創設された平成15年度以降の主要な対象資産の価格動向等を踏まえ、30万円未満となっている取得額の基準を40万円未満に引き上げる等の見直しを行った上で、3年延長されることとなります。

改正の解説

1. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
 - (1) 少額減価償却資産の特例について、対象となる資産の取得価額が**40万円未満**（現行：30万円未満）に引き上げられます。
 - (2) 適用期限が**3年間延長（令和11年3月31日まで）**されます。
 - (3) 適用対象となる中小企業者のうち、**常時使用する従業員の数が400人を超える法人は、本特例の対象から除外**されます。
2. 他規定の取得価額要件への影響
 - (1) 中小企業投資促進税制
工具の取得価額要件につき、工具の取得価額の合計額120万円以上であるものにつき、1台又は1基の取得価額が**40万円以上**（現行：30万円以上）に引き上げられます。

少額減価償却資産特例措置の延長等

改正の解説

- (2) 中小企業経営強化税制
工具器具備品の取得価額要件が**40万円以上**（現行：30万円以上）に引き上げられます。
- (3) 中小企業防災・減災投資促進税制
器具備品の取得価額要件が**40万円以上**（現行：30万円以上）に引き上げられます。

- **適用時期** 令和11年3月31日まで

地方拠点強化税制の延長及び拡張（見直し）

改正内容（見直し・延長）

1. ①東京23区から地方への移転（移転型）、②三大都市圏等以外の地方の拠点強化（拡充型）を行った場合で、特定の施設等を取得したときは、事前の認定計画等の届出・認定を要件として、税額控除または建物等の特別償却のいずれかを適用できます（オフィス減税）。
2. このオフィス減税を一部拡充等するとともに適用期限を延長しますが、オフィス減税に換えて適用可能であった雇用促進税制は廃止されます（個人事業主の所得税についても同様となります）。

改正の背景

地方への新たな人や資金の流れをより一層促す等の観点から、これまでの運用実績を踏まえて見直しがされました。

改正の解説

1. オフィス減税（措法42の11の3,措法10の4の2）
 - (1) 下記ウ. の基準を満たす場合にア. またはイ. の税額控除・特別償却の割合を拡大
 - ア. 移転型
 - (ア) 税額控除：7%から8%へ拡大
 - (イ) 特別償却：25%のまま（改正なし）
 - イ. 拡充型
 - (ア) 税額控除：4%から5%へ拡大
 - (イ) 特別償却：15%から20%へ拡大
 - ウ. 上記ア. イ. の拡大を適用できるための要件
 - (ア) 中小企業者（中小企業等経営強化法における中小企業者）の場合
特定の施設等を事業の用に供した事業年度末において、特定の施設等（従業員向け保育所を除く）に勤務する特定雇用者（一定の地方からの転勤者を除く）の増加数が20人以上であり、かつ、認定計画の実施期間に特定の施設等において増加が見込まれる常時雇用者が20人以上であること。

地方拠点強化税制の延長及び拡張（見直し）

改正の解説

（イ）上記（ア）以外の法人の場合

特定の施設等を事業の用に供した事業年度末において、特定の施設等（従業員向け保育所を除く）に勤務する特定雇用者（一定の地方からの転勤者を除く）の増加数が60人以上であり、かつ、認定計画の実施期間に特定の施設等において増加が見込まれる常時雇用者が60人以上であるとともに、特定の施設等（一定の従業員向け保育所を含む）の建物等・構築物の取得価額の合計額が10億円以上であること。

（2）追加となる中古物件

新築等以外の事業の用に供されたことのある建物等及び構築物も対象となり、事業用に改良・工事・製作するものも含まれます。ただし、

ア. 税額控除は、移転型は4%、拡充型は2%

イ. 特別償却は、移転型は15%、拡充型は10%
におさえられます。

（3）中小企業者以外の者の取得価額要件

3,500万円から4,500万円に引き上げられます。

（4）会社都合の退職者

認定計画を受けた日から特定の施設等を取得した日の事業年度末までの間に、人員整理・事業の休廃止等による解雇者がいないことの証明が必要となります。

（5）常時雇用する従業員数からの除外

特定の施設等において増加させると見込まれる常時雇用する従業員数が5人以上（中小企業者は1人以上）である要件において、三大都市圏等以外の地域にある特定の施設等以外の事業所から転勤した者を除くこととなります。

2. 雇用促進税制の廃止（措法42の12,措法10の5）

令和8年3月31日をもって廃止されます。

地方拠点強化税制の延長及び拡張（見直し）

1. 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長

令和8年度税制改正要望の結果

企業の地方移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、**適用期限を2年間延長**（令和10年3月31日まで）するとともに、**オフィス減税について一部見直しの上、企業へのインセンティブを高めるため、税額控除率等の引上げや中古資産の購入・改修を対象に追加**。なお、**雇用促進税制については、オフィス減税（拡充部分）へ一本化**。

特定業務施設 事務所※ 研究所 研修所 ※本税制の対象となる事務所は、調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門（一部）、情報サービス事業部門、サービス事業部門（一部）のために使用されるもの。 ※「商業事業部門（一部）」及び「サービス事業部門（一部）」は、令和6年度税制改正において対象に追加。	+	特定業務児童福祉施設 保育所、学童等 ※令和6年度税制改正において対象に追加
--	---	---



措置内容	新築／増築／新築の購入	延長	税額控除	特別償却
オフィス減税： 建物等の取得価額に対して税額控除等 ※適用対象資産の取得価格合計額が大企業4,500万円以上、中小企業1,000万円以上が対象であり、本税制措置の対象となる金額は80億円が限度。 ※集中地域以外の地域からの転勤者は雇用者増加数の対象外。 ※整備計画の認定を受けた日から特定建物等を事業の用に供した日の属する事業年度終了の日までの期間に事業主都合の離職者がいないこと。 ※雇用促進税制はオフィス減税（拡充部分）へ一本化。（必要な経過措置を設定。） ※税制措置以外に、固定資産税等の減免に対する減収補填措置や地方創生交付金の弾力化措置等が活用可能。			7%（移転型）／4%（拡充型）	25%（移転型）／15%（拡充型）
			or	
	上乗せ措置※ ※大企業：投資価額10億円以上 + 特定業務施設で勤務する従業員60名以上の増加 中小企業：特定業務施設で勤務する従業員20名以上の増加	拡充	8%（移転型）／5%（拡充型）	25%（移転型）／20%（拡充型）
	中古資産の購入／改修	拡充	4%（移転型）／2%（拡充型）	15%（移転型）／10%（拡充型）

出典元：令和8年度 内閣府税制改正要望結果

● 適用時期

1. オフィス減税の改正は令和8年4月1日からです（2年延長）。
2. 雇用促進税制は令和8年3月31日をもって適用廃止となります。

学校法人に係る指定寄附金制度の充実及び手続の簡素化

改正内容（見直し・拡充）

1. 寄附金の損金不算入制度における指定寄附金の範囲が拡充されます。
2. 学校教育法等の改正に伴い所要の措置が講じられます。
3. 日本私立学校振興・共済事業団に対する寄附金のうち一定のものの手続きが簡略化されます。

改正の解説

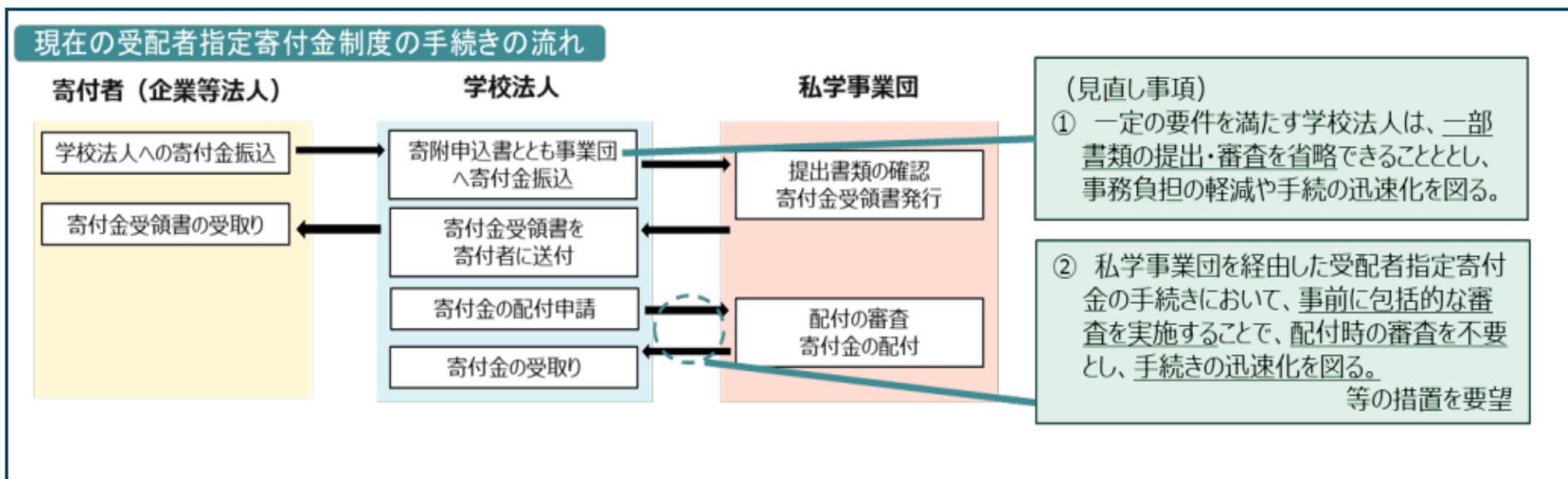
1. 専修学校の専攻科の教育の用に供される校舎等の取得等に充てるためのその専攻科を置く学校法人に対する一定の寄附金及び専修学校の専攻科の教育の用に供される費用等に充てるための**日本私立学校振興・共済事業団に対する寄附金**が指定寄附金となります。
2. 次の事項について学校教育法等の改正に伴う所要の措置が講じられます。
 - (1) 指定寄附金となる寄附金につき専修学校の専門課程の範囲
 - ア. 専修学校の一定の専門課程の教育の用に供される校舎等の取得等に充てるためのその専門課程を置く学校法人に対する寄附金
 - イ. 専修学校の一定の専門課程の教育の用に供される費用等に充てるための日本私立学校振興・共済事業団に対する寄附金
 - ウ. 専修学校の一定の専門課程を置く学校法人の設立に必要な費用に充てるためのその設立を目的とする法人に対する寄附金
 - (2) 特定公益増進法人となる一定の専門課程による教育を行う専修学校の設置を主たる目的とする学校法人におけるその対象となる専修学校の専門過程の範囲
3. 指定寄附金となる学校等の教育に必要な費用に充てるための日本私立学校振興・共済事業団に対する寄附金について、**寄附金の受入れ実績が一定の基準以上**であることなどの要件を満たす学校法人については一定書類の作成を不要とする等の**寄附金に係る手続が簡素化**されます。

学校法人に係る指定寄附金制度の充実及び手続の簡素化

改正の解説

4. 上記の専修学校の専攻科は、その修業期間を通ずる単位数が62単位以上のものに限られます。
5. 上記の学校法人には準学校法人が含まれます。
6. 上記の2(1)ウを除き所得税も同様の見直しが行われます。

手続きの流れイメージ図



出典元：令和8年度 文部科学省関係税制改正要望の結果(概要)

- **適用時期** 大綱に記載なし

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の延長と一部見直し

改正内容（見直し・延長）

1. 適用期限が**3年**（一定の船齢の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えのうち港湾の作業船については、**2年**）**延長**されます。
2. 適用要件の一部が見直されます。

改正の解説

1. 改正内容

- (1) 航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて
防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の**第二種区域に係る措置が除外**されます。
- (2) 市街地再開発事業による買換えについて
買換え資産が一定の区域（※1）以外の区域内にある場合の課税の繰延べ割合が**80%から60%に引き下げ**られます。
- (3) 長期所有（10年超）の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて
買換え資産のうち、建物及びその附属設備を**特定施設の用に供される建物及びその附属設備に、構築物を特定施設に係る事業の遂行上必要なものに、それぞれ限定**されます。
- (4) 一定の船齢の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えについて
譲渡資産のうち、港湾作業船に設置されている**原動機の定格出力の合計が1,500KW以下**のものは除外されます。

(※1) 一定の区域

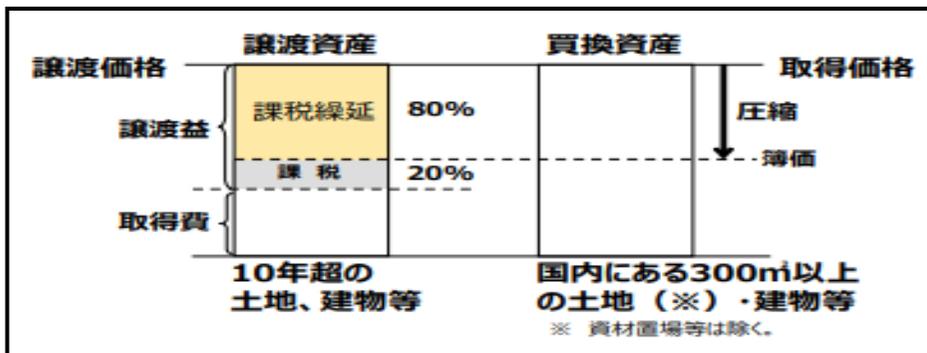
(ア) 次の区域（その区域が都市開発方針の策定が努力義務とされている大都市の区域に該当する場合
にあつては、その大都市の区域に係る都市開発方針に定められた二号地区の区域に該当するものに限りま。）

- ア. 防災街区整備方針に定められた防災再開発促進地区の区域
 - イ. 特定都市再生緊急整備地域内の区域
 - ウ. 立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域
- (イ) 都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内の区域

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の延長と一部見直し

改正の解説

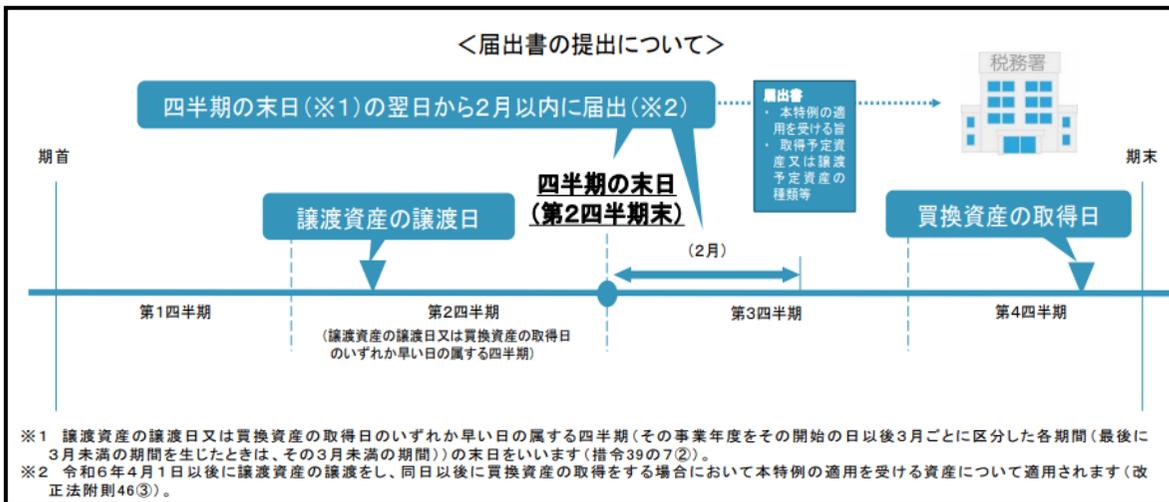
[課税の特例の概要] 長期所有（10年超）の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて



出典元：令和8年度 国土交通省税制改正概要

2. 実務上の留意点

[届出書の提出要件] 令和8年度の税制改正ではありませんが、譲渡資産の譲渡日または買換資産の取得日の**いずれか早い方の日の属する四半期の末日の翌日から2か月以内**に所轄税務署へ届出書の提出が必要です。



出典元：国税庁 令和5年度法人税関係法令の改正の概要

● 適用時期

1. 令和11年3月31日までに譲渡した資産について適用
2. 一定の船舶の買換えについては、令和10年3月31日までに譲渡した資産について適用

グループ通算制度における投資簿価修正の見直し

改正内容（見直し）

グループ通算制度の適用が前提の論点です。

投資簿価修正制度における調整勘定対応金額の加算措置について、「**通算完全支配関係発生日以前に離脱法人の株式を譲渡した場合の調整勘定対応金額の調整となる譲渡**」から、**全部取得条項付種類株式に係る取得決議による完全子法人化した際の離脱法人の株式の譲渡を除く**見直しがされます。

改正の解説

1. 現行制度の概要

通算子法人が通算グループから離脱する場合（例：第三者への通算子法人株式の譲渡）には、その離脱する法人（以下、「離脱法人」）の株式を有する通算法人において下記の対応が行われます。

（1）投資簿価修正

離脱法人の株式の帳簿価額をその離脱直前の簿価純資産価額に相当する金額に修正します。

（2）投資簿価修正の加算措置

投資簿価修正において、調整勘定対応金額がある場合には、簿価純資産価額に調整勘定対応金額の合計額を加算することができます。

（3）調整勘定対応金額

離脱法人のグループ通算制度の開始・加入日においてその離脱法人の株式を有する通算グループ内の各法人がその開始・加入日までにその離脱法人の株式を時価取得した際の取得価額のうち超過収益力（買収プレミアム）相当部分を合計したものです。

（4）グループ通算制度の開始・加入日以前に離脱法人の株式を譲渡した場合

離脱法人の株式に係る各取得の時における調整勘定対応金額の合計額から、その譲渡をした株式に含まれる調整勘定対応金額の合計額を控除します。

2. 見直しの内容

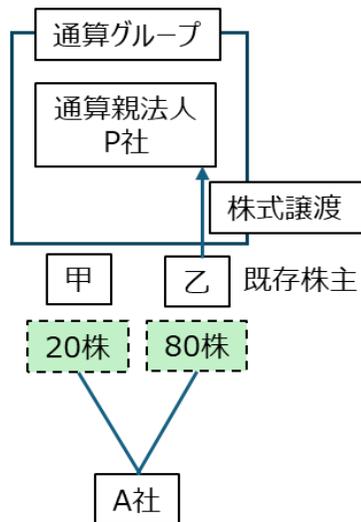
上記1（4）について、全部取得条項付種類株式に係る取得決議による完全子法人化の際の離脱法人の株式の譲渡を除外します。ただし、上記の取得決議により交付を受けた離脱法人の株式の価額がその譲渡をした株式の価額とおおむね同額となっていないと認められる場合は現行通りの扱いとなります。

グループ通算制度における投資簿価修正の見直し

改正の解説

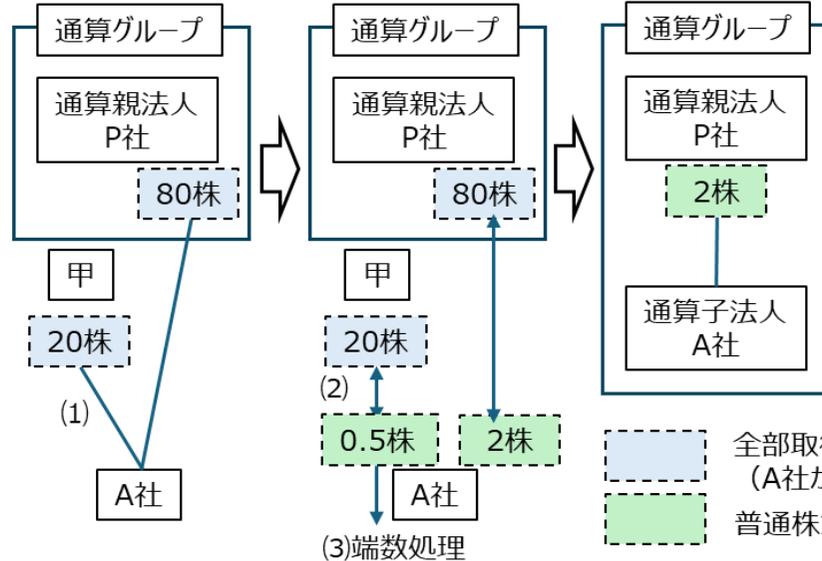
【見直し内容のイメージ】

1. P社がA社株式を時価で取得

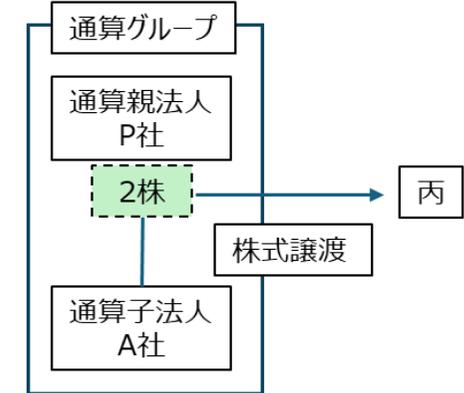


2. 以下の流れでA社が通算グループに加入

- (1) A社は、株式の全てに全部取得条項を付与
- (2) 取得決議により上記株式を取得し、その対価として普通株式を交付
- (3) その際甲には端株が交付されるようして端数処理



3. P社がA社株式をグループ外に譲渡
A社の離脱、投資簿価修正



全部取得条項付種類株式
(A社が株主総会決議によってその全部を取得可能な株式)
普通株式

<P社の有するA社株式の帳簿価額>

調整勘定対応 金額20
取得時のA社 純資産価額 80

取得時の
A社時価
100

(現行)
完全子法人化の際の取得決議によるA社株式の譲渡は、
形式的には加入前の譲渡に該当し、加算不可
(見直し案)
完全子法人化の際の取得決議によるA社株式の譲渡及び取
得は、実質的には株式内容の変更であることから加算可能

<投資簿価修正後のA社株式の帳簿価額>

調整勘定対応 金額20
離脱直前のA社 簿価純資産価額 50

現行 50
見直し案 70

● **適用時期** 大綱に記載なし

認定株式分配に係る課税の特例の見直し（スピノフ実施円滑化）

改正内容（見直し）

現行のパーシャルスピノフ税制（元親法人に一部持分を残すスピノフ（現物分配資産として株式を分配するものに限る）に対する特例措置）について、**適用要件及び適用期限の見直しが行われます。**

- ※スピノフ 現在のグループの中では成長戦略の実現が難しい事業部門（又は子法人）を分離・独立させることで、その潜在力を発揮させる切出し手法を指します。
- ※パーシャルスピノフ スピノフした元親法人にスピノフにより独立した法人の株式の一部持分を残す場合を指します。
- ※パーシャルスピノフ税制 パーシャルスピノフについて、一定の要件を満たした場合に再編時の株式分配に係る譲渡損益課税を繰延べ、株主のみなし配当に対する課税を対象外とする特例措置を言います。

改正の背景

スタートアップの創出だけでなく、ノンコア事業を切り出し、コア事業に専念するための事業ポートフォリオの組換えを促進するための見直しとなります。

1. 適用要件

- (1) 法人（スピノフした元親法人）の株主の持株数に応じて完全子法人（スピノフにより独立した法人）の株式のみを交付するものであること
- (2) 現物分配の直後に法人が有する完全子法人の株式の数が発行済株式の総数の20%未満となること
- (3) 適格株式分配と同様の非支配要件、特定役員継続要件及び従業員継続要件に該当すること
- (4) 法人及び完全子法人が事業の成長発展が見込まれるものとして次の要件を満たすもの
 - ア. 法人の現物分配前に行う事業のうちいずれかの事業について、その法人がその経営資源を集中させるものとして特定しており、かつ、その特定した事業がその現物分配後にその法人において引き続き行われることが見込まれていること
 - イ. 完全子法人の現物分配前に行う主要な事業が上記（4）ア. の特定した事業以外のものであり、かつ、その主要な事業がその現物分配後にその完全子法人において引き続き行われることが見込まれていること
 - ウ. 法人及び完全子法人が実施する主要な事業について、現物分配により生産性向上に関する目標の達成が見込まれること

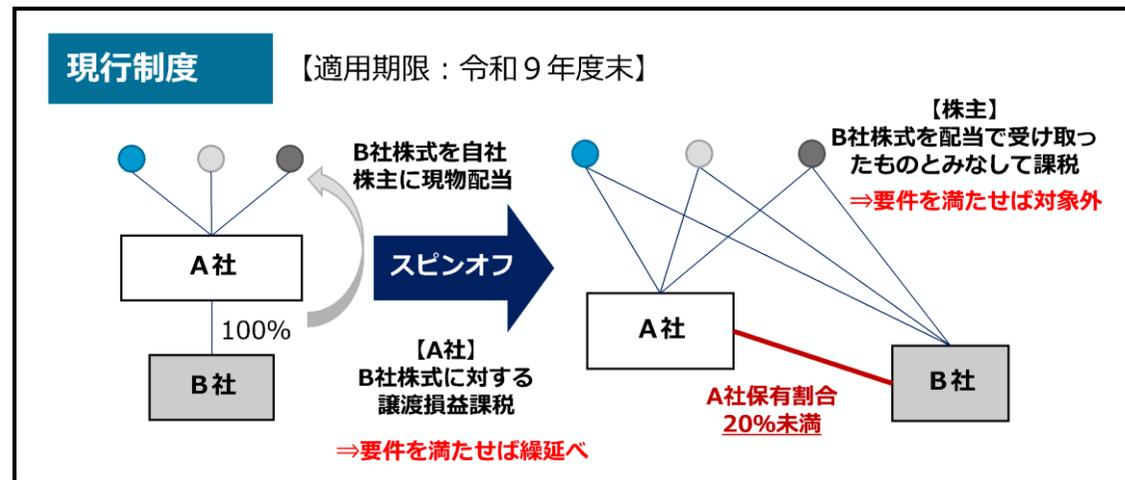
2. 適用対象者 令和8年4月1日以後に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人

認定株式分配に係る課税の特例の見直し（スピノフ実施円滑化）

改正の解説

3. 現行制度との主な比較

- （1）現行制度では従事者継続要件が適格株式分配の要件をさらに厳格化したもの（完全子法人の従事者のおおむね90%以上がその業務に引き続き従事すること）でしたが、今回の大綱では**適格株式分配の要件と同様の従事者継続要件（完全子法人の従事者のおおむね80%以上）**とされています。
- （2）現行制度では産業競争力強化法の事業再編計画の認定において、**経済産業大臣の定める要件として、完全子法人の主要な事業における事業活動が新事業活動であること等**が必要となっています。経済産業大臣の定める要件については今回の大綱に明記されていないため、**こちらの要件が緩和されるのか今後確認が必要**となります。
- （3）現行制度の適用期限は令和9年度末までとされていますが、事業再編には検討から完了まで数年間を要することを考慮し、**期限の定めのない措置へと変更されます（今回の大綱には租税特別措置法から本法への移行については明記されていないため、詳細は今後確認が必要となります）**。



出典元：経済産業関係 令和8年度税制改正について（概要）

● 適用時期

令和8年4月1日以後に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が同法の特典剰余金配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものを対象とされます（所得税についても同様）。

企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設

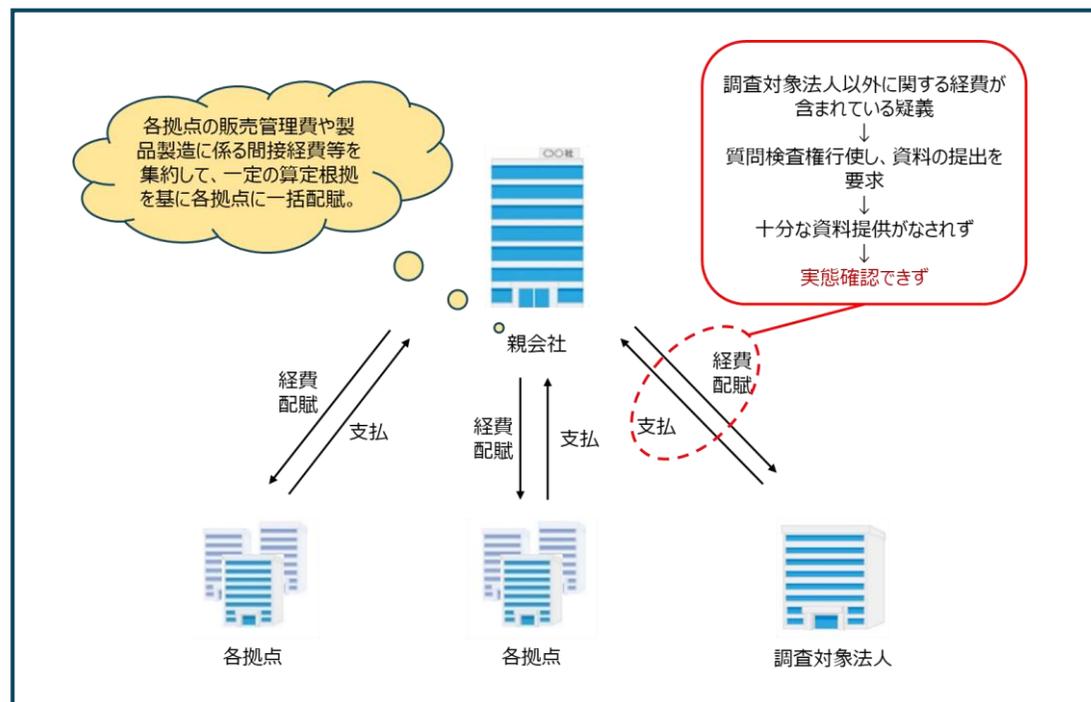
改正内容（創設）

企業グループ内の法人間で行われる一定の取引（シェアドコスト取引（※1）など）の書類については、保存が義務付けられます。また、書類の保存が法令の定めに従って行われていないことは、青色申告の承認の取消事由等となります。

※1 シェアドコスト取引とは、企業グループ内で発生する共通の業務（研究開発、広告宣伝、システムの維持管理等）を企業グループ内の特定の法人に集約し、その業務により発生した費用について、企業グループ内の他の法人に対して利用料等の一定の基準により請求する取引をいいます。

改正の背景

企業グループ内の法人間で行われる一定の取引については、恣意的な支払額の調整が行われやすく、その取引内容や支払額の根拠の詳細を確認できる資料の受領・作成が行われていない場合に、その法人の経費の支払額が適正なものか正確な実態確認ができないことから、本特例が創設されます。



企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設

改正の解説

1. 内国法人が関連者との間で特定取引を行った場合において、その取引に関して、取引関連書類等にその取引に関する資産又は役務の提供の明細、その取引においてその内国法人が支払うこととなる対価の額の計算の明細等のその取引に係る対価の額を算定するために必要な事項の記載又は記録がないときは、その記載又は記録がない事項を明らかにする書類（電磁的記録を含みます）を取得し、又は作成し、かつ、これを保存しなければならないこととされます。
 - ※ 1 「関連者」は、移転価格税制における関連者と同様の基準により判定されます。
 - ※ 2 「特定取引」とは、無形資産の譲受け・借受け、経営管理・指導、シェアードコスト取引等の役務の提供その他これらに類する取引をいいます。
 - ※ 3 「取引関連書類等」とは、取引に関して受領し、若しくは交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類又はこれらの書類に通常記載される事項が記録された電磁的記録で、法人税法及び法人税に関する法令の規定により保存しなければならないこととされているものをいいます。
2. 上記の明らかにする書類の保存が法令の定めに従って行われていないことは、青色申告の承認の取消事由等となります。

● **適用時期** 大綱に記載なし

固定資産税・不動産取得税の免税点の見直し

改正内容（見直し）

固定資産税、不動産取得税の免税点について引き上げになります。

改正の解説

固定資産税及び不動産取得税の課税標準となるべき額が下記の金額（免税点）に満たない場合には課税されません。

1. 固定資産税

課税対象資産	課税標準額	
	現行	改正後
家屋	20万円	30万円
土地	30万円	-
償却資産（※1）	150万円	180万円

※1 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる償却資産（一定のものを除く）

2. 不動産取得税

課税対象資産		課税標準額	
		現行	改正後
家屋 （1戸につき）	建築	23万円	66万円
	その他	12万円	34万円
土地		10万円	16万円

● 適用時期

1. 固定資産税：令和9年度以後
2. 不動産取得税：大綱に記載なし

【消費課税】

適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し

改正内容（見直し・延長）

1. 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）が、**個人事業者に限り、2年の延長**とともに**3割特例**として継続されます。
2. 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置について、適用期間が**2年延長**され、**80%控除終了後、控除割合が70%、50%、30%と段階的に減少**されることとなりました。

改正の背景

インボイス制度導入に係る事業者の事務負担の配慮及び制度の社会的な定着をより確実なものとする観点からの改正

改正の解説

1. 適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置（3割特例）
適格請求書発行事業者である**個人事業者**について、令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間における課税標準額に対する消費税額の7割を控除することにより、**納付税額を課税標準額に対する消費税額の3割とすることが**できます。

	令和8年	令和9年及び令和10年
改正前	2割特例	—
改正後	2割特例	3割特例

※法人は令和8年9月30日までの日の属する課税期間まで経過措置が適用され、それ以降は対象外

適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し

改正の解説

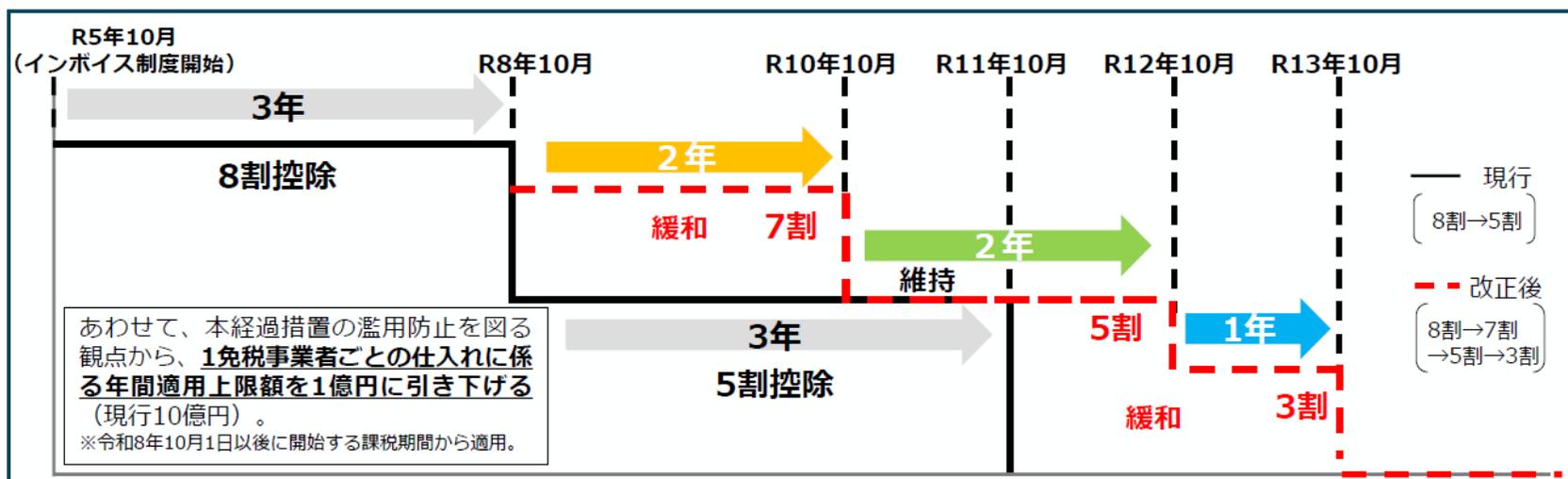
2. 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

(1) 適用期限の延長と控除可能割合の見直し

最終的な適用期限が**2年延長**され、控除可能割合が**令和8年10月からは70%**、**令和10年10月からは50%**、**令和12年10月からは30%**と段階的に減少されることとなります。

(2) 上限額の引き下げ

その課税期間における一の免税事業者等からの**課税仕入れの額の合計が1億円**（現行：10億円）までが限度となりました。1億円を超える部分の課税仕入れについては、経過措置の適用が認められないこととなります。



出典元：経済産業関係 令和8年度税制改正について（概要）

● 適用時期

- 適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置（3割特例）
令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間
- 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れにかかる税額控除に関する経過措置
 - 適用期限の延長と控除可能割合の見直し 令和8年10月1日以後の課税仕入れ
 - 上限額の引き下げ 令和8年10月1日以後に開始する課税期間

消費税の輸出免税の適用を受けるための保存書類の見直し

改正内容（見直し）

輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けのうち、その輸出取引の代金を現金等により受領したものについて、消費税の輸出免税の適用を受ける場合には、輸出したことを証明する書類として、現行の証明書類に加えて、**輸入国における輸入許可書等（その電磁的記録を含む。）**の保存が必要になりました。

改正の解説

1. 現行制度との比較

消費税の輸出免税の適用を受けるための保存書類は以下の通りになります。（例：日本で輸出の許可を受ける貨物の場合）

（1）改正前 輸出許可書（税関長が証明した書類）

（2）改正後 輸出許可書（税関長が証明した書類）および輸入国における**輸入許可書等**

※ これらの書類に係る**電磁的記録**を含みます。

● **適用時期** 令和8年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

非居住者への国内不動産に係る役務の提供等の課税の見直し

改正内容（見直し）

非居住者に対して行う国内に所在する不動産に係る役務の提供等について、**消費税の輸出免税の適用対象から除外されること**になったほか、所要な措置が講じられます。

改正の背景

非居住者が国内に所在する不動産を取得する事例が増加傾向にあること等を踏まえ、居住者との公平性の観点から消費税の課税対象となるよう見直しが行われます。

改正の解説

1. 現行制度との比較

（1）改正前

非居住者に対して行う国内に所在する不動産に係る役務の提供等（不動産売買の仲介など）は、便益の効果が国外に及ぶものとされ、消費税の輸出免税の対象とされていました。

（2）改正後

非居住者に対して行う国内に所在する不動産に係る役務の提供等（不動産売買の仲介など）について、**消費税の輸出免税の適用対象から除外されます。**

● 適用時期

令和8年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

ただし、令和8年3月31日までに締結した契約に基づき、同年10月1日以後に資産の譲渡等を行った場合は適用されません。

国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し

改正内容（創設・見直し）

1. 少額貨物に対する課税の見直し
 - （1）国境を越えた電子商取引（EC取引）における消費税の免税制度が見直され、課税価格 **1万円以下**の少額貨物についても新たに消費税の課税対象になります。
 - （2）消費者への輸入消費税は引き続き免税とされ、販売者に国内取引と同様の納税義務を課す仕組みへと移行します。
2. プラットフォーム課税の導入
 - （1）EC取引の販売事業者に代わって、取引を仲介するプラットフォーム事業者が納税義務を負う「**プラットフォーム課税**」が新たに導入されます。

改正の背景

物品販売に係る国境を越えたEC取引の市場が拡大する中、少額貨物に対する免税制度による競争上の不均衡や国外事業者による無申告といった課題が顕在化していることから、本制度が見直されます。

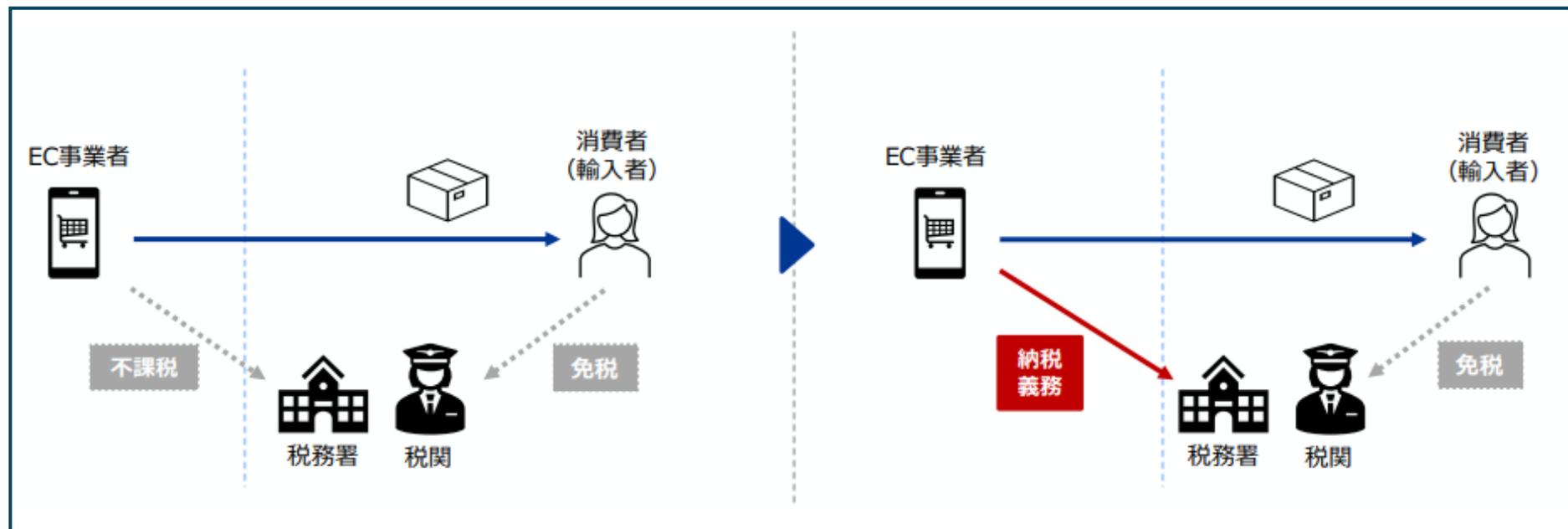
国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し

改正の解説

1. 少額貨物に対する課税の見直し

現行は消費者が輸入消費税の納税義務を負いますが、円滑な通関確保の観点から課税価格 **1万円以下**の少額貨物については原則として免税とされていました。また、輸入を伴う通信販売についても、国外にある資産の販売であるため消費税は不課税になります。改正後は免税制度が見直され、課税価格 **1万円以下**の少額貨物についても新たに課税の対象となります。ただし税関での事務負担増加を避けるため、消費者への輸入消費税は引き続き免税とされ、販売者（EC事業者）に諸外国や国内取引と同様の納税義務を課すこととなります。

なお、**売上高1,000万円以下**の事業者については、**納税義務が免除**されます。



出典元：経済産業関係 令和8年度税制改正について（概要）

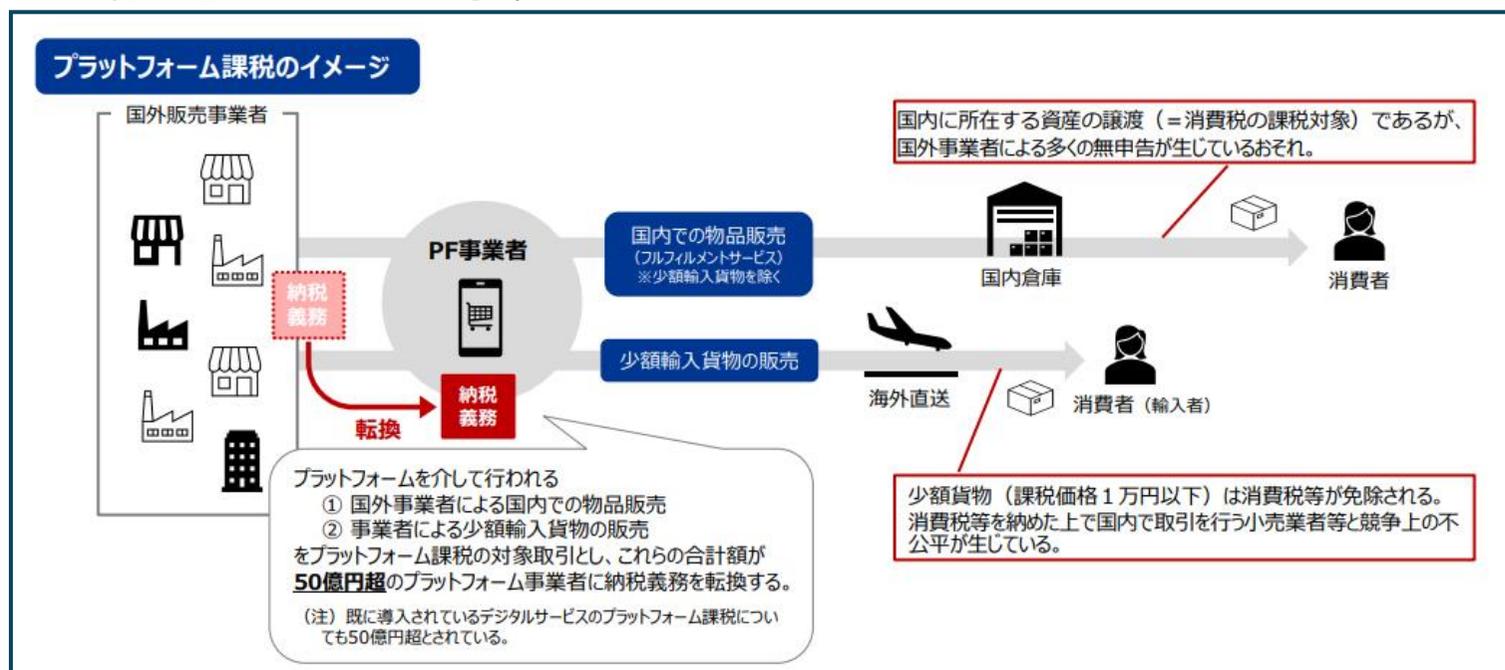
国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し

改正の解説

2. プラットフォーム課税の導入

現行のEC取引では、国外事業者が国内倉庫を介して物品販売を行う場合、国外事業者が納税義務を負います。改正後は国外事業者ではなく取引を仲介するプラットフォーム事業者に納税義務が転換されます。

また、本制度の対象はプラットフォームを介して行われる「**国外事業者による国内での物品販売**」と「**事業者による少額輸入貨物の販売**」の合計額が**50億円超**のプラットフォーム事業者となります。



出典元：経済産業関係 令和8年度税制改正について（概要）

● 適用時期

令和10年4月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用されます。

【国際課税】

グローバル・ミニマム課税への対応

改正内容（見直し）

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人について、次の見直しが行われます。

1. 移行対象会計年度前の対象会計年度において計上された繰延税金資産又は繰延税金負債がある場合における調整後対象租税額の計算については、次に掲げる繰延税金資産又は繰延税金負債はないものとされます。
 - (1) 国又は地方公共団体との間で締結された税額控除等に係る取り決め（その税額控除等に係る繰延税金資産を増加させるために令和3年12月1日以後に締結されたものに限る。）等により生じた繰延税金資産
 - (2) 法人税に相当する税に関するわが国以外の国又は地域における法令（令和3年12月1日から移行対象会計年度開始の日の前日までの間に制定されたものに限る。）において、資産又は負債の金額が時価により評価されることにより計上された繰延税金資産又は繰延税金負債
2. その他所要の措置が講じられます。
3. 法人住民税について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の見直しに関する国税の取扱いに準じて所要の措置が講じられます。

改正の背景

グローバル・ミニマム課税については、国際課税システムの安定化等を目的として見直しを検討しています。また、OECDにより発出されたガイダンスの内容等を踏まえ、制度の明確化等の観点からの見直しも行う見込みです。

改正の解説

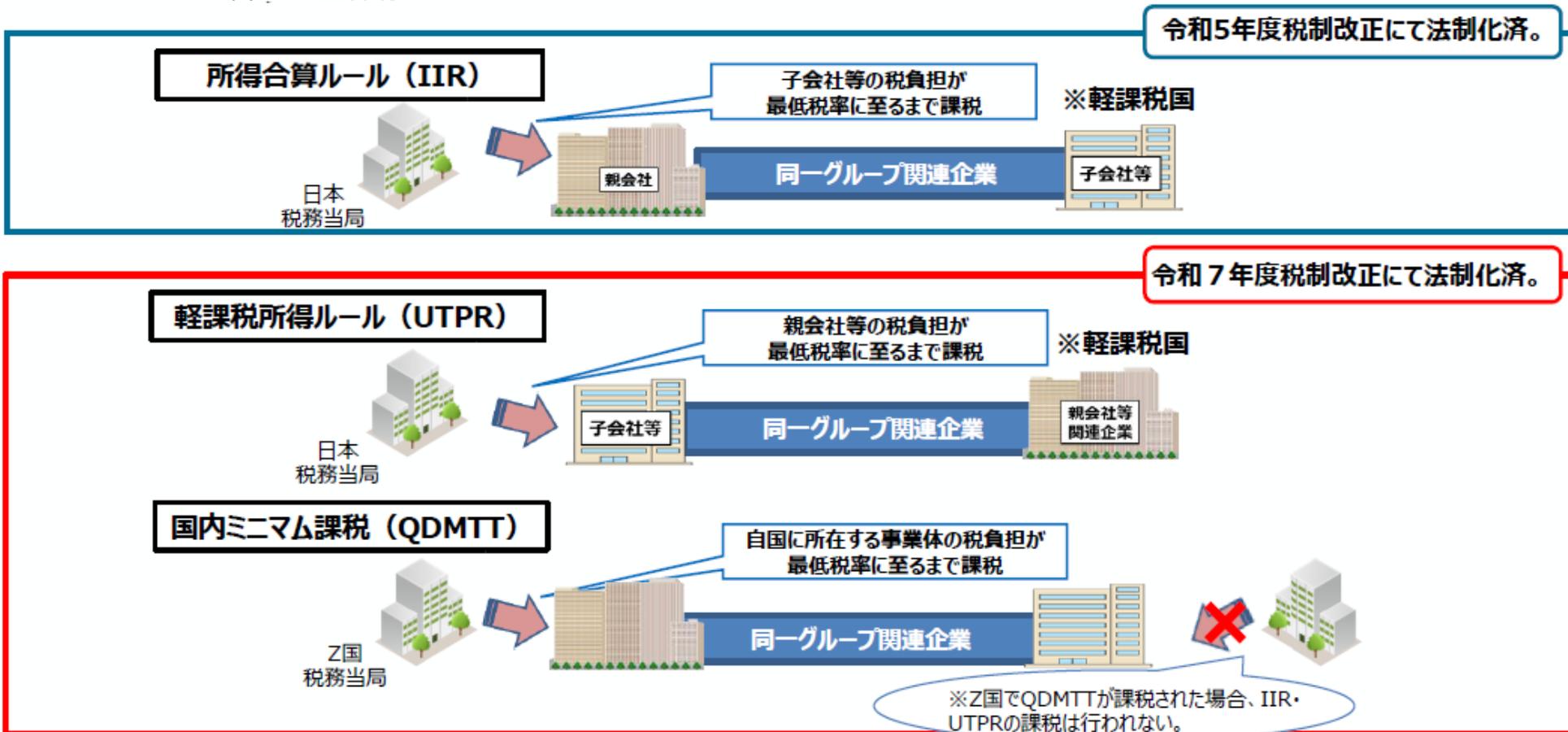
グローバル・ミニマム課税とは、グループの全世界での年間総収入金額が7.5億ユーロ（約1,200億円（※1））以上の多国籍企業が対象となり、実質ベースの所得除外額を除く所得について、国ごとに基準税率15%以上の課税を確保する目的で、子会社等の所在する軽課税国での税負担が基準税率15%に至るまで、日本に所在する親会社等に対して上乘せ（トップアップ）課税を行う制度です。

※1ユーロ160円で換算

グローバル・ミニмум課税への対応

改正の解説

グローバル・ミニмум課税の全体像



出典元：経済産業関係 令和8年度税制改正について（概要）

- **適用時期** 大綱に記載なし

改正内容（創設・見直し）

外国子会社合算税制等の見直し

1. 解散した部分対象外国関係会社（※1）又は外国金融子会社等（※2）に係る特例の創設
外国関係会社が清算部分対象外国関係会社等（※3）に該当する場合には、その特例清算事業年度については、清算部分対象外国関係会社等は部分対象関係会社等とみなして、外国子会社合算税制を適用するほか合算所得の規定等に所要の措置が講じられることとなります。
 - ※1 特定外国関係会社又は対象外国関係会社には該当しない外国関係会社で租税負担割合が20%未満のもので、一定の受動所得を有する者をいいます。特定外国関係子会社は経済活動基準は満たしますが、税負担割合は20%未満ですので、受動所得について合算課税の対象となります。
 - ※2 本店所在地国の法令に準拠して銀行業を営む等の一定の要件を満たす部分対象外国関係会社をいいます。
 - ※3 清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等
2. ペーパー・カンパニー特例に係る資産割合要件の見直し
外国関係会社のその事業年度終了時の貸借対照表に計上されている総資産額が0の場合には、その事業年度の資産割合要件（※4）の判定は不要となります。
 - ※4 資産割合要件：子会社の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占める特定子会社の株式等の帳簿価額、未収入金及び現預金の帳簿価額が合計額が95%を超えていること
3. 租税負担割合の特例の見直し
外国関係会社の本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合に最高税率を用いて租税負担割合を計算することができる特例について、その最高税率が適用されることが通常見込まれないこと、その最高税率が適用される所得の額の区分が適用される所得の金額が極めて限定されていることその他の事情により本特例の適用が著しく不相当であると認められる場合には、本特例は適用できないこととなります。
4. 居住者等に係る外国子会社合算税制
居住者等についても上記1から3と同様の見直しを行います。

改正の背景

グローバル・ミニマム税制の実施に伴い対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、企業の負担軽減を図る観点から子会社合算税制の見直しを行います。

改正の解説

解散した部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に係る特例の創設

令和8年度税制改正では、内国法人の外国子会社合算税制について、次の見直しがされます。

外国関係会社が清算部分対象外国関係会社（※1）又は清算外国金融子会社等（※2）に該当する場合には、その解散により最初に部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に該当しないこととなった**事業年度終了の日から原則として同日以後3年を経過した日までの期間を含む事業年度**（以下、「特例清算事業年度」といいます。）については、**清算部分対象外国関係会社は部分対象外国関係会社と、清算外国金融子会社等は外国金融子会社等とそれぞれみなして、外国子会社合算税制を適用します。**

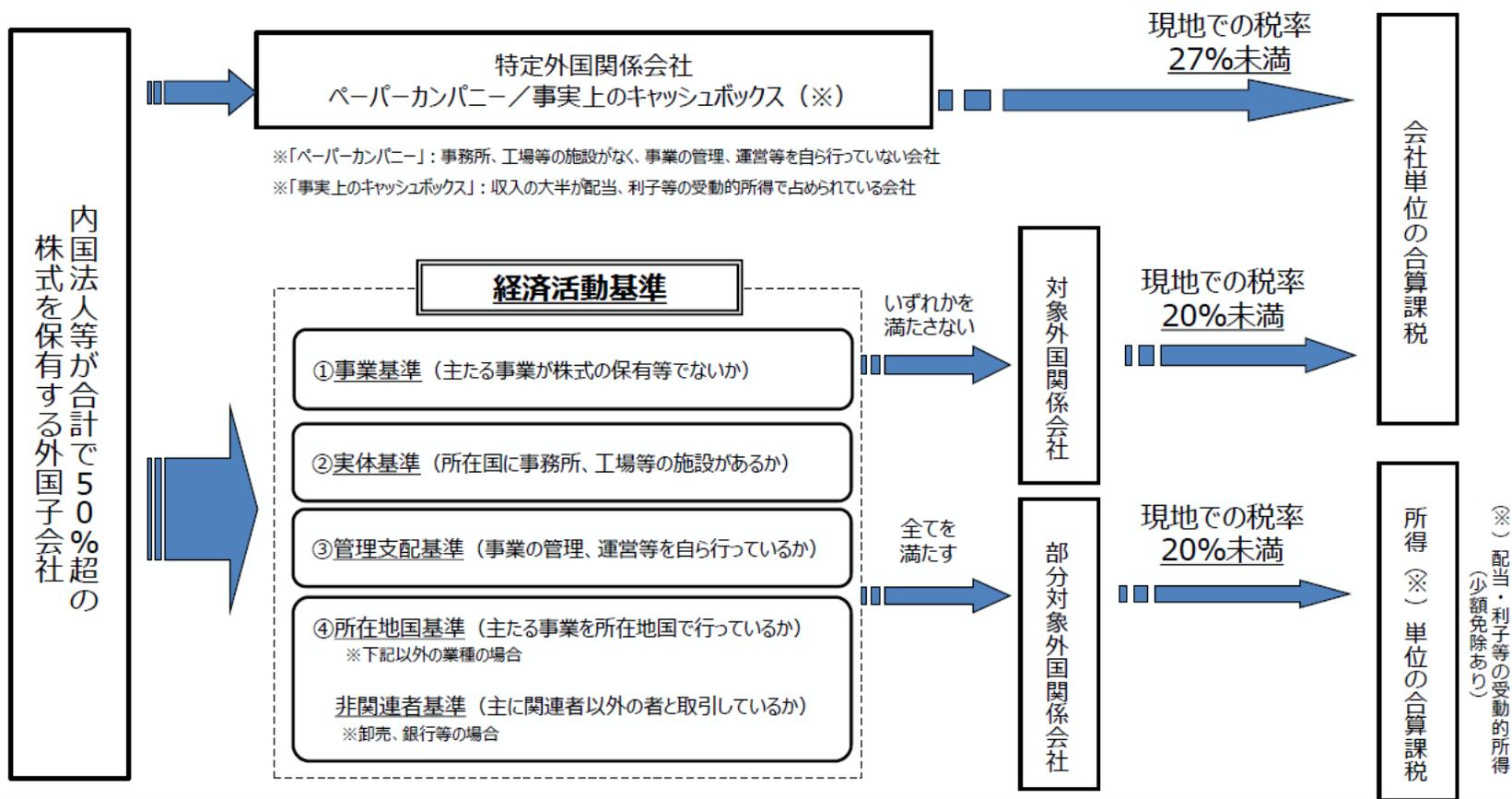
改正前の規定では、清算部分対象外国関係会社や清算外国金融子会社等は外国子会社合算税制の適用は活動実態のない外国子会社として合算課税の対象となっていました。しかし、今回の改正で、それぞれ部分対象外国関係会社、外国金融子会社等とみなされることで、一定の事業年度については、経済活動基準を満たす活動実態のある会社とみなされ、一部についてのみ外国子会社合算税制の適用を受けることになります。

- ※1 解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の前日2年以内に開始した事業年度のいずれにおいても部分対象外国関係会社に該当していたものをいいます。
- ※2 解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の前日1年以内に開始した事業年度のいずれにおいても外国金融子会社等に該当していたものをいいます。

国際課税（個人及び法人向け） 外国子会社合算税制等の見直し

改正の解説

外国子会社合算税制（CFC税制）の概要



出典元：経済産業関係 令和8年度税制改正について（概要）

- **適用時期** 外国子会社合算税制等の見直しは、外国子会社の令和8年4月1日以後に開始する事業年度

本資料は、「令和8年度税制改正の大綱（令和7年12月19日発表）」及び同日時点で公表されている資料に基づき作成しております。そのため、改正法の具体的な内容や解釈は、法律が制定される過程で変更される可能性があることにご留意ください。

また、本資料の内容は、あくまで税制改正大綱を解説したものであり、特定の個人や組織を前提とした税務上の見解を示したものではありません。特定の個人や組織を前提とした税務上の取扱いの変更の有無を具体的に検討される際は、本資料の情報のみを根拠とせず、特定の個人や組織の状況を理解した専門家にご相談のうえ、ご自身の責任でご判断ください。

さらに、本資料は、弊社の解釈に基づいて解説したものであり、裁判所、税務署等の公的機関や税理士会が本資料に記載された弊社と同様の解釈に基づく結論や論理を採用することを保証するものではありません。

OAG税理士法人



<https://www.oag-tax.co.jp/>